

第4次野田市男女共同参画計画

【素案】

令和2年 月

野 田 市

目 次

第1章	計画策定に当たって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の推進	3
5	計画策定の背景	4
第2章	野田市の現状と課題	
1	男女共同参画に係る野田市の現状と課題	13
2	第3次野田市男女共同参画計画に基づく取組の検証	21
第3章	基本的考え方	
1	計画の基本理念	23
2	計画の基本目標	23
第4章	計画の内容	
1	施策の体系	33
2	施策の内容	35
	基本目標 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり	35
	基本目標 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶	47
	基本目標 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の 拡充	62
	基本目標 ワーク・ライフ・バランスの推進	68
	基本目標 生き生きと安心して暮らせる社会づくり	86
第5章	女性活躍推進法に基づく施策	97
第6章	計画の成果目標	101

付属資料

男女共同参画社会基本法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

野田市男女共同参画審議会条例

諮問書・答申書

野田市男女共同参画審議会委員名簿

野田市男女共同参画推進庁内連絡会設置要綱

用語解説

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

市は、性別にかかわらず人権が尊重され、固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会や、男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会の実現を目指して、様々な施策を推進しています。

具体的には、平成17(2005)年に「野田市男女共同参画計画」、平成22(2010)年に「第2次野田市男女共同参画計画」、平成27(2015)年に現行の「第3次野田市男女共同参画計画」を策定し、また、平成28(2016)年には現行の計画を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」)」に基づく「市町村推進計画」として位置付け、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりました。

これまでの取組により、固定的な性別役割分担を見直そうとする市民意識の高まりや市内における男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスの普及促進等の男女共同参画社会の実現や女性活躍推進に向けて、着実な進展が図られています。

こうした状況の中、現行計画の期間が令和元(2019)年度で終了することに合わせ、新たな課題や社会経済情勢の変化に的確に対応した一層の施策展開を図るため、また、児童虐待事件の再発防止対策を包含するとともに、あわせて、女性(異性)に対するあらゆる暴力の根絶を目指した「第4次野田市男女共同参画計画(以下「第4次計画」)」を策定するものです。

2 計画の位置付け

第4次計画は、「男女共同参画社会基本法(以下「基本法」)第14条第3項」に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

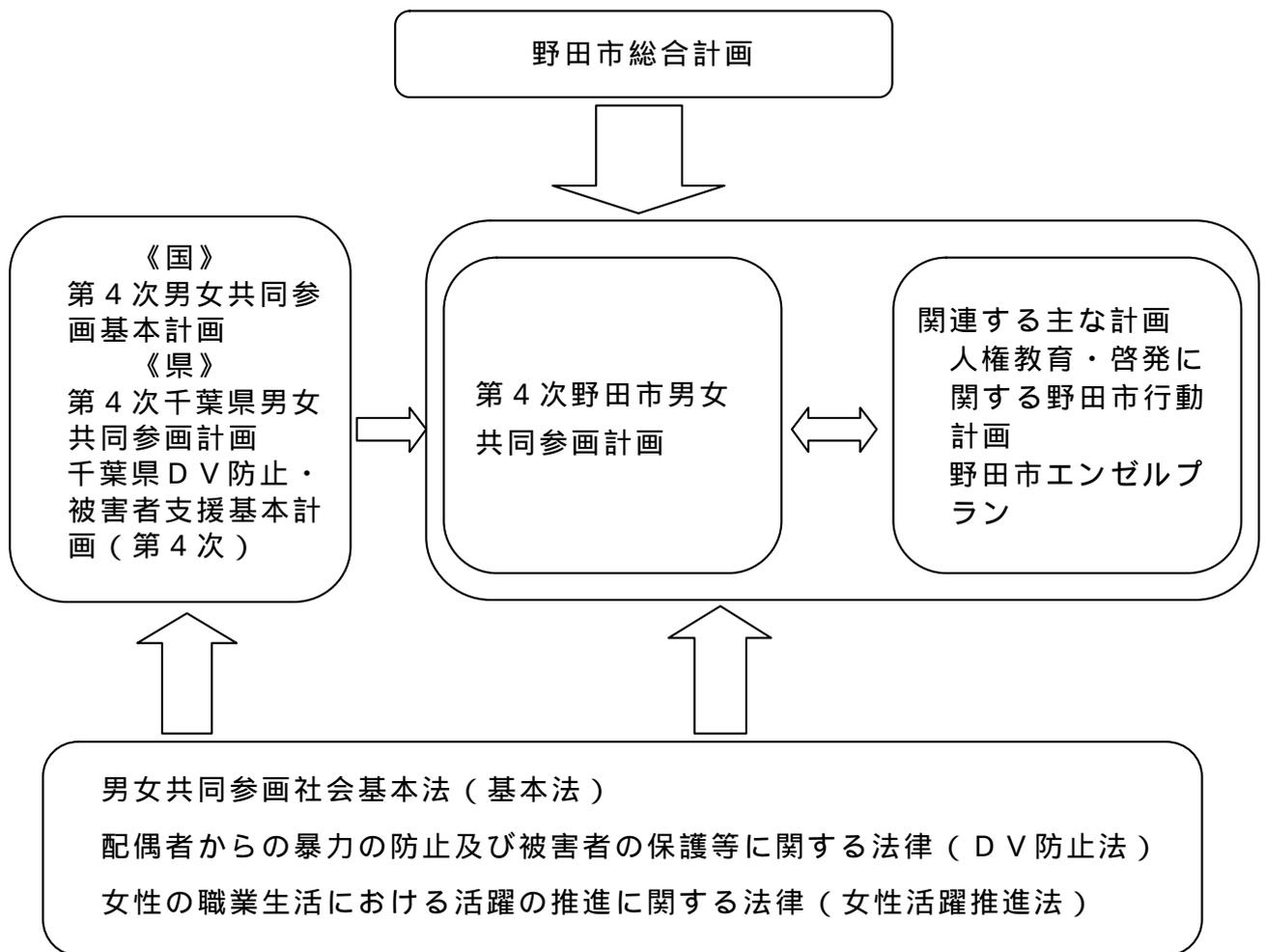
また、第4次計画は、「女性活躍推進法第6条第2項」に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

そのため、第4次計画の策定に当たり、国の男女共同参画基本計画、千葉県の男女共同参画計画を勘案するとともに、野田市総合計画及び人権教育・啓発に関する野田市行動計画、並びに野田市エンゼルプラン等の他分野の計画との整合に留意します。

なお、本市では、平成20(2008)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」)」が改正されたことを受けて、同法の施行日に合わせ、市町村の努力義務とされた「市町村基本計画」として「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱(以

下「第2次野田市DV大綱」)」を策定しております。

このことから、第4次計画基本目標における女性(異性)に対するあらゆる暴力の根絶に向けた、ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」)の防止及び被害者支援に関する取組については、第2次野田市DV大綱に基づき、策定いたします。



3 計画の期間

計画期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

ただし、この間、国、県を始め社会経済情勢の変化等に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の推進

(1) 推進の考え方

本計画の推進に当たっては、市、市民及び事業者等がそれぞれの役割を担いつつ、連携、協働して取り組みます。

(2) 推進の具体的方法

次のとおり計画を推進します。

野田市男女共同参画審議会の意見を伺い、適宜計画の達成状況のフォローアップを行いつつ、市民及び事業者等の理解と協力を仰ぎながら、計画を推進していきます。

この計画の推進に当たっては、野田市男女共同参画推進庁内連絡会を中心に、各部局間相互の連絡を密にし、全庁的に取り組んでいきます。

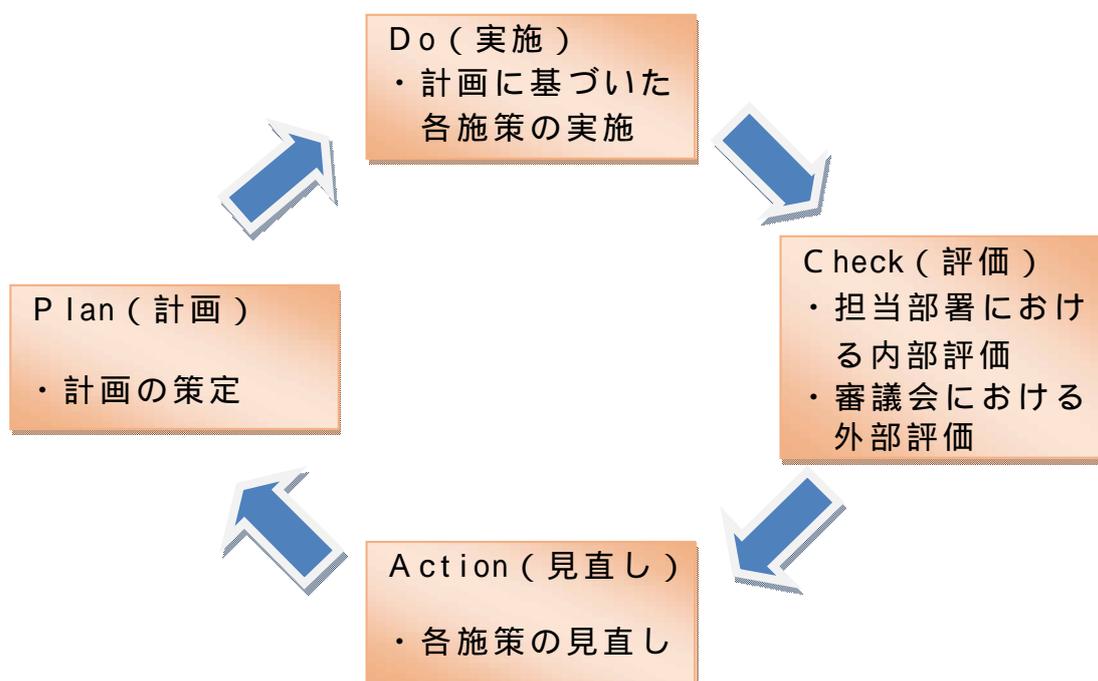
この計画の推進に当たり、市民や企業、関係団体等に対する確かな情報提供を行い、その取組を促します。

本計画は、国や県等の関係機関との連携を密にしながら推進します。

(3) 計画の効果的な進行管理

次の「P D C A サイクル」を確立、活用して計画の進行管理を行います。

さらに、進行管理の精度を上げるために、「計画の成果目標」を設定し、その達成に向けて施策を推進していきます。



5 計画策定の背景

(1) 国の主な動向

国では、昭和 50 (1975) 年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成 11 (1999) 年 6 月に「基本法」が制定され、「基本法」に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション(積極的改善措置)を始めとする様々な取組が進められてきました。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、社会は大きく変わってきました。

平成 27 (2015) 年には、女性活躍推進法が施行され、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する取組が進められています。

また、同年に「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素とし、計画全体にわたる横断的視点として位置付けました。

さらに、令和元(2019)年 5 月に、女性活躍推進法の一部が改正され、「女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画」の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等を行いました。この女性活躍推進法の改正に加え、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、介護休業法等の改正により、ハラスメントの防止対策等の強化も行いました。

また、女性(異性)に対するあらゆる暴力の根絶を目指し、平成 13(2001)年には、「DV防止法」が施行され、その後、支援すべき対象や適用が拡大されるなど、その後の社会の要請に応じた法改正を重ねています。

さらに、令和元(2019)年 6 月には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、DV防止法についても、DV被害者保護のために連携・協力すべき関係機関として児童相談所を明記するなどの改正がなされ、令和 2 (2020) 年 4 月からの施行を予定しています。

また、平成 30 (2018) 年 5 月には国会や地方議会の選挙での男女の候補者の数ができる限り「均等」になることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」がされるなど、あらゆる分野において女性の活躍に向けた施策が推進されています。

(2) 千葉県の主な動向

県では、平成 13 (2001) 年 3 月に国の基本法の趣旨を踏まえた「千葉県男女共同参画計画」を策定しました。

その後、第 2 次、第 3 次計画を経て、平成 28 (2016) 年 3 月に「第 4 次千葉県男女共同参画計画」を策定しました。この計画は、千葉県総合計画

の「新 輝け！ちば元気プラン」との整合を図るとともに、「女性活躍推進法」に基づく「都道府県推進計画」としても位置付け、それらの視点に基づいた重点施策を設定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種取組を総合的に推進しています。

また、平成18(2006)年には、DV防止法の施行に基づき「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定しました。その後、第2次、第3次計画を経て、平成29(2017)3月に第4次計画を策定し、DVを許さない社会と被害者の立場に立った支援の実現を目指して取り組んでいます。

(3) 野田市のこれまでの取組

市の男女共同参画計画は、男女共同参画社会を実現するため、基本法(平成11(1999)年)に基づく「市町村男女共同参画計画」及び女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」として位置付けられています。

【主な取組】

年度	取組内容
平成5 (1993)年	企画財政部に女性政策担当、庁内に女性政策推進庁内連絡会設置
平成8 (1996)年	女性行動計画「フレッシュプランのだ」策定 市の今後の女性政策の指針となる女性行動計画「フレッシュプランのだ 男女共同参画社会の実現に向けて」を9年の計画期間として策定しました。
平成 12(2000)年	保健福祉部に男女共同参画担当を設置 担当部署として、それまでの企画財政部女性政策担当を保健福祉部に「男女共同参画担当」として新たに設置しました。
平成 13(2001)年	女性行動計画「フレッシュプランのだ - 後期推進計画」策定 男女共同参画に関する市民意識調査の結果を踏まえ、「基本法」に基づき、深刻な社会問題となっているドメスティック・バイオレンス対策を盛り込んだ「フレッシュプランのだ - 後期推進計画」を策定しました。
平成 14(2002)年	「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を策定、野田市緊急一時保護施設の設置 平成13(2001)年の「DV防止法」の施行を受けて、今後取り組む方向性を体系的・総合的にまとめた「野田市ドメス

	ティック・バイオレンス総合対策大綱」を策定するとともに、野田市緊急一時保護施設（公設、一部民営）を設置しました。
平成 15(2003)年	保健福祉部に男女共同参画課を設置 保健福祉部「男女共同参画担当」を新たに「男女共同参画課」として組織改正しました。
平成 17(2005)年	「野田市男女共同参画計画」策定 「フレッシュプランのだ - 後期推進計画」の計画期間の終了を受けて、新たに「野田市男女共同参画計画」を策定し、「家庭」、「職場」、「地域活動」を基本的視点として取り上げ、それぞれの場面において男女共同参画施策を推進しました。
平成 20(2008)年	「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」策定 平成20(2008)年の改正「DV防止法」の施行を受けて、同法の施行日に合わせ、市町村の努力義務とされた「市町村基本計画」として「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」策定するとともに、男女共同参画課に配偶者暴力相談支援センターを位置付けました。
平成 22(2010)年	「第2次野田市男女共同参画計画」策定 「野田市男女共同参画計画」の計画期間の終了を受けて、新たに「第2次野田市男女共同参画計画」を策定し、「女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶」を新たな基本目標として位置付けました。
平成 26(2014)年	「第3次野田市男女共同参画計画」策定 「野田市男女共同参画計画」の計画期間の終了を受けて、新たに「第3次野田市男女共同参画計画」を策定し、社会経済情勢等を踏まえて優先的に取り組むべき重点項目を設定しました。
平成 27(2015)年	「人権・男女共同参画推進課」新設 機構改革により、男女共同参画課と人権施策推進課を統合しました。
平成 27(2015)年	「第3次野田市男女共同参画計画」改訂 「女性活躍推進法」の施行を受け、「第3次野田市男女共同参画計画」を女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」として位置付けました。

<p>令和元 (2019)年10 月</p>	<p>「子ども家庭総合支援課」新設 虐待対応の主担当である児童家庭課児童相談係を課に格上げし、「子ども家庭総合支援課」を設置しました。初動・集中支援を行う支援一係と集中支援を終了したケースの継続支援を行う支援二係の2つの係を設置し、全ての虐待案件にもれなく対応する体制としております。また、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として位置づけ、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を切れ目なく継続的に支援するとともに、児童虐待と密接な関係性があるDV相談につきましても、子ども家庭総合支援課で対応しています。</p>
--------------------------------	--

(4) 男女共同参画をめぐる新たな動き

1) 女性活躍推進法の成立及び一部改正

女性活躍推進法成立の背景

女性活躍推進法が制定された背景には、依然として解消されない就労分野における男女格差の問題があり、国の「社会のあらゆる分野において、令和元(2019)年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」といった目標が平成15(2003)年に国から示されましたが、10年以上が経過しても行政、経済等の各分野において女性の参画は十分でなく、国際社会からも大きく後れをとっています。

また、就労を希望していても、育児や介護を理由に働いていない女性が300万人に上り、子育て期の女性では約6割が第1子の出産を機に離職する現状があり、急速な人口減少による、将来の労働力不足への対応の点からも、国は、女性の力を我が国最大の潜在力であるとして、この力を十分発揮すべく「すべての女性が輝く社会づくり」を最重要課題の一つとして取組を進めてきました。

平成26(2014)年秋の臨時国会において「女性活躍推進法」を提出したものの、衆議院の解散に伴い廃案となったため、その後、平成27(2015)年8月の国会(第189回国会)で再提出され、成立したものです。

女性活躍推進法と基本法との関係及び位置付け

女性活躍推進法は、基本法(平成11(1999)年)の5つの基本理念

にのっとった実施法として位置付けられるものです。基本理念として、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」となります。

また、女性活躍推進法の対象は、「女性の職業生活」に関連する分野に範囲を限定しています。

主な特徴としては、女性の採用・登用・能力開発等のための「事業主行動計画」の策定が、国及び地方公共団体、労働者の数が300人を超える民間事業主に義務付けられ、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する取組が進められています。また、地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するための環境整備等の取組事項を記載した「推進計画」等の策定が努力義務とされています。

市町村推進計画の策定

市では、平成27(2015)年3月に策定された「第3次野田市男女共同参画計画」を国の「基本方針」に盛り込まれた施策と整合を勘案した上で、「第3次野田市男女共同参画計画」と一体として、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」と位置付けました。

「女性活躍推進法」の一部改正

「女性活躍推進法の一部を改正する法律(以下「改正法」)」が、第198回国会において、令和元(2019)年5月29日に可決・成立し、同年6月5日に公布されました。

女性活躍の現状

近年の女性就業状況は、女性の就業者数が増加し、子育て世代の女性の就業率も上昇し、女性の年齢階級別の労働力率における、いわゆる「M字カーブ」が以前に比べて緩やかになってきました。また、平均勤続年数も長くなり、女性管理職の割合も上昇傾向にあります。しかしながら、年齢階級別に女性の就業形態を見ると、正規雇用の就業率は第1子出産の平均年齢より手前の「25～29歳」層でピークを迎え、その後は年齢とともに減少しています。また、管理的職業従事者に占める女性割合は諸外国と比べて低い水準にあるなど、女性活躍を更に推進していくことが必要です。

女性活躍推進法は、職業生活における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するための時限立法(10年間)として平成27(2015)年9月に施行され、平成28(2016)年4月には民間事業主に対する一般事業主

行動計画の策定の義務付け等が施行されました。

同法の施行以降、民間企業における女性活躍の取組は着実に進展していますが、今後、社会全体で女性活躍を一層推進するためには、計画的なPDCAサイクルを促す行動計画の策定や、求職者の職業選択に資する情報公表等に、より多くの企業が取り組むことが必要です。

改正法の概要

改正法には、主に以下の3点が盛り込まれています。

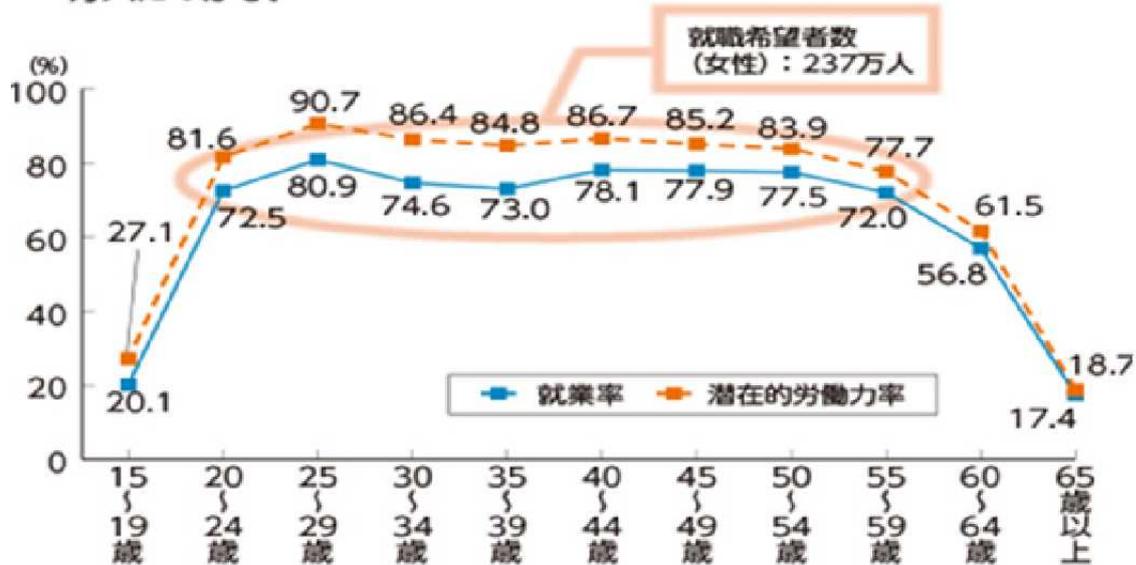
- 一般事業主行動計画の策定義務の対象事業主の拡大
- 女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化
- 女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度創設

項目	目的	変更内容
1 一般事業主行動計画の策定義務の対象事業主の拡大	事業主における女性活躍に関する計画的なPDCAサイクルを広く促すため	一般事業主行動計画の策定義務の対象事業主を、現行の常時雇用する労働者が300人を超える一般事業主から、常時雇用する労働者が100人を超える一般事業主へ拡大。
2 女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化	(1) 情報公表義務の対象事業主の拡大	情報公表の対象事業主の範囲を、行動計画策定義務の対象事業主と同様とする。
	(2) 情報公表項目の見直し	情報公表項目を「①職業生活に関する機会の提供に関する実績」及び「②職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備に関する実績」に区分し、当該区分毎に、1項目以上の公表義務付け。
	(3) 履行確保の強化	求職者の職業選択に影響を与える情報公表義務違反や虚偽の情報公表に関して勧告に従わない企業については、企業名を公表できることとした。 行動計画策定や情報公表が努力義務である100人以下のえるぼし認定及びプラチナえるぼし(仮称)認定取得企業に対しても、報告徴収等を行えることとした。
3 女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし(仮称))の創設	事業主に対するインセンティブを強化するため	現行の「えるぼし認定」よりもさらに基準の高い認定制度として、「プラチナえるぼし(仮称)」制度を創設。 認定を取得した事業主は、行動計画の策定義務を免除。 
4 中小企業に対する配慮		2(2)は、常時雇用する労働者が300人を超える一般事業主に限る。 改正法の施行日は、原則として公布の日から1年以内の政令で定める日とするが、常時雇用する労働者が100人を超え300人以下である一般事業主に対する一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務付けは、公布の日から3年以内の政令で定める日とした。

内閣府発行広報誌「共同参画」9月号(2019年)引用
(以下のグラフも同様)

女性の年齢階級別労働力率と潜在的労働力率(2018年)

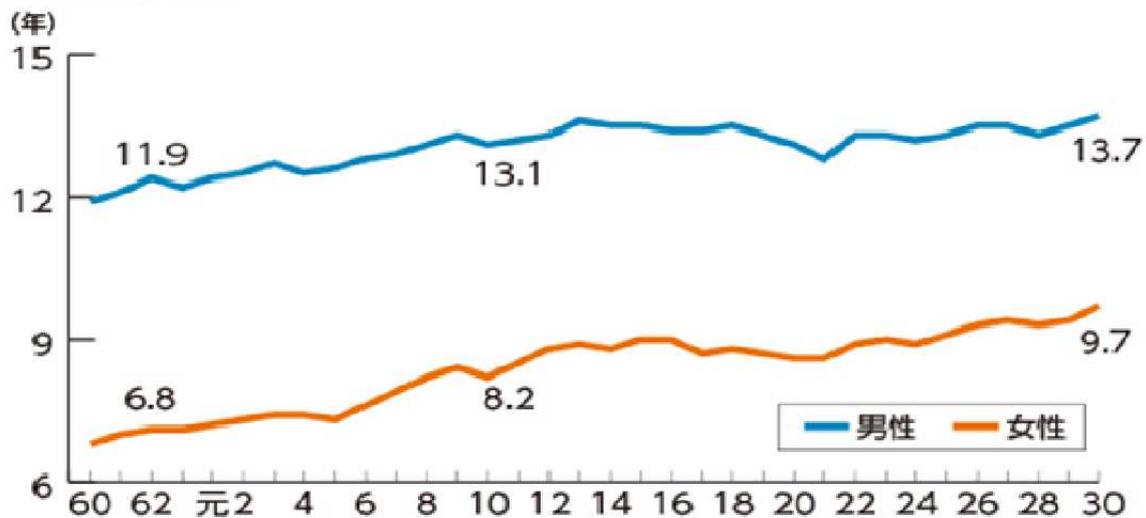
女性の年齢階級別労働力率はM字カーブを描いている。また、労働力率と潜在的労働力率の差は大きく、就業を希望する女性の数は237万人にのぼる。



(資料出所)総務省「労働力調査」、「労働力調査(詳細集計)」

一般労働者の平均勤続年数の推移

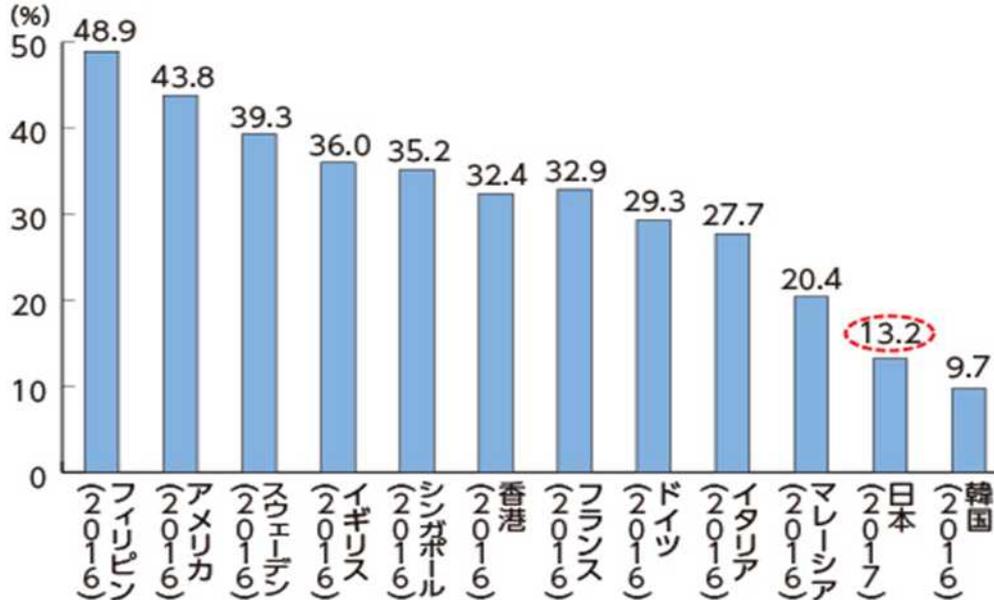
女性一般労働者の継続就業は進んでいるが、平均勤続年数は男性よりいまだ短い。



資料出所：厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」

管理的職業従事者に占める女性割合の国際比較

管理職に占める女性の割合は長期的には上昇傾向にあるが、国際的に見ると依然その水準は低い。



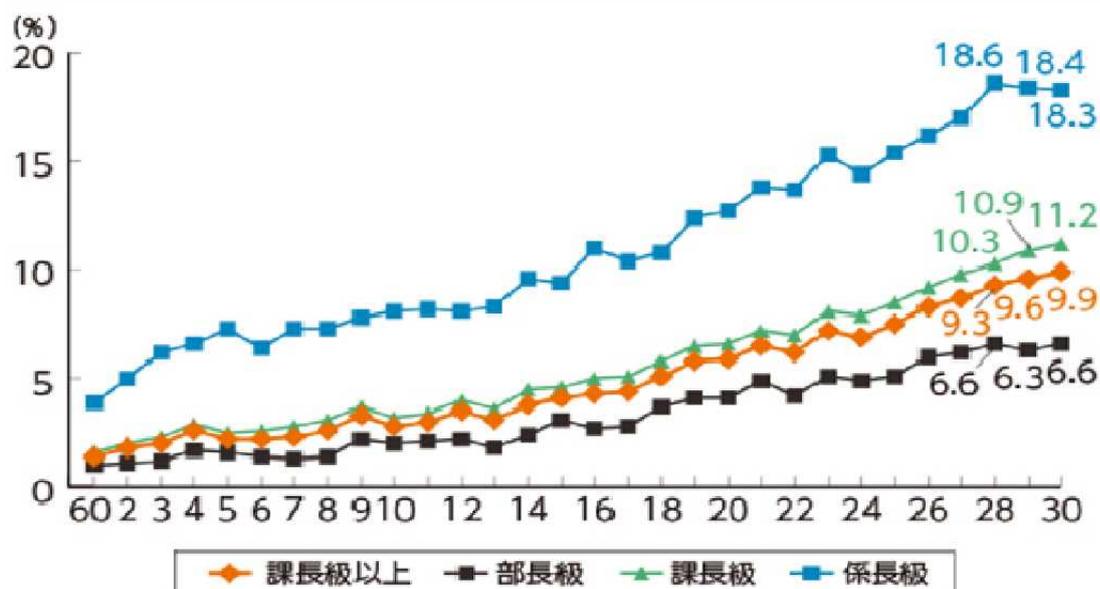
資料出所：日本；総務省統計局「平成29年労働力調査」、その他：(独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2018」

注1)日本の分類基準(日本標準職業分類)とその他の国の分類基準(ISCO-08)が異なるので、単純比較は難しいことに留意が必要。

2)ここでいう「管理職」は、管理的職業従事者(会社役員や企業の課長相当職以上や管理的公務員等)をいう。

3)割合は、管理的職業従事者のうち女性の占める割合。

役職別管理職に占める女性割合の推移(企業規模100人以上)



資料出所：厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」より、厚労省雇均局作成

2) 労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等の改正

女性活躍推進法の改正に加え、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等の改正により、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずることとし、改正法の円滑な施行に向け、省令・指針等の整備や、改正内容の周知徹底、中小企業等への支援などの実施により、誰もが自らの個性と能力を十分発揮し、安心して働ける職場づくりを推進していきます。

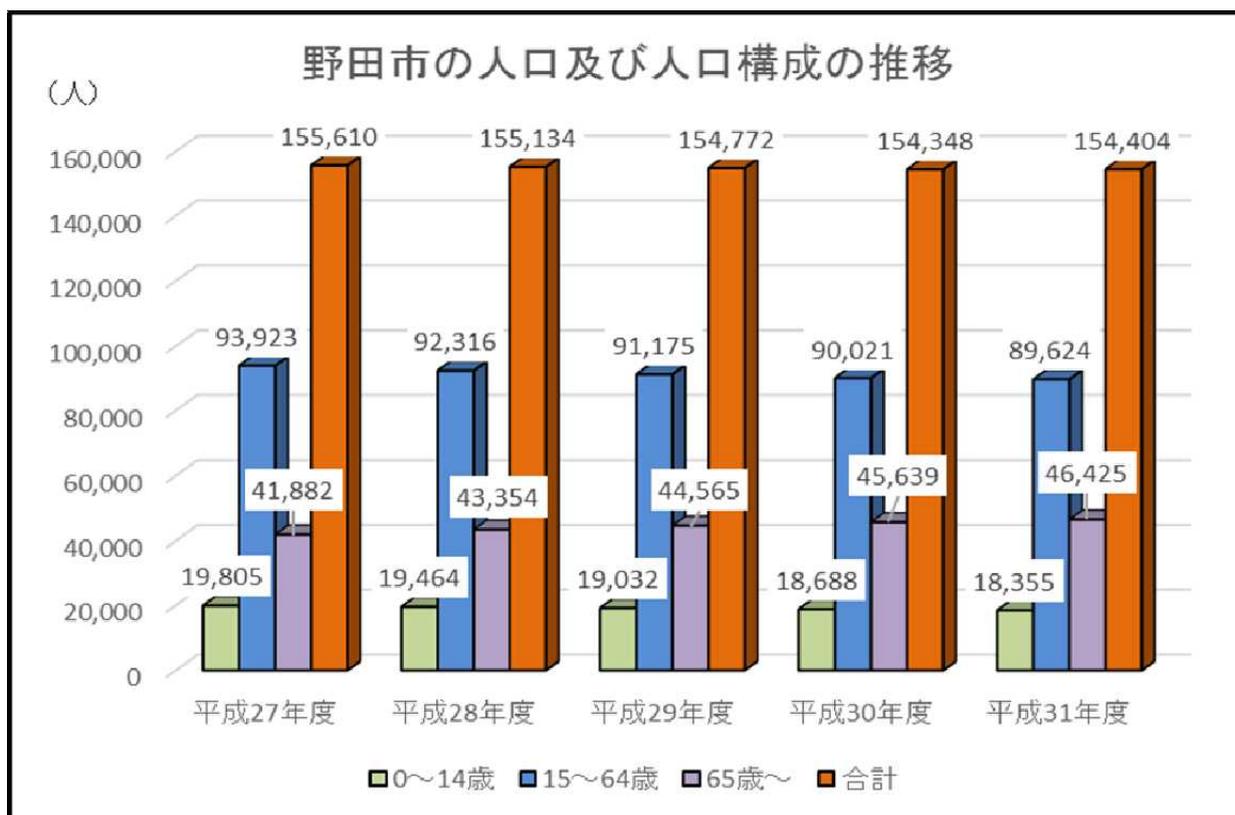
第2章 野田市の現状と課題

1 男女共同参画に係る野田市の現状と課題

(1) 人口減少、少子高齢化の進展

市における人口推移は、下記グラフ「野田市の人口及び人口構成の推移」にあるように、平成27(2015)年4月1日現在155,610人であったものが、平成31(2019)年4月1日現在154,404人となり、毎年微減しています。将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」では、令和2(2020)年は150,405人と見込み、令和7(2025)年は145,635人と見込んでいます。

一方、65歳以上の人口は、平成27(2015)年は41,882人(26.9%)であったものが、平成31(2019)年では46,425人(30.1%)と総人口に占める65歳以上の人口割合(高齢化率)は毎年上昇している状況です。国立社会保障・人口問題研究所は、令和2(2020)年は47,228人(31.4%)、令和7(2025)年は47,448人(32.6%)と見込んでいます。



(2) 政策・方針決定への女性の参画促進

市の政策に対する意見、提言等を行う審議会等への女性委員登用率について、「第1次野田市男女共同参画計画」の計画期間（平成17（2005）年度～21（2009）年度）内の平成19（2007）年度に目標値の40%を達成しました。

その後、「第3次野田市男女共同参画計画」で目標値を50%に設定し、平成30（2018）年4月1日現在43.3%となっており、県内市町村の平均27.4%を大きく上回っています。

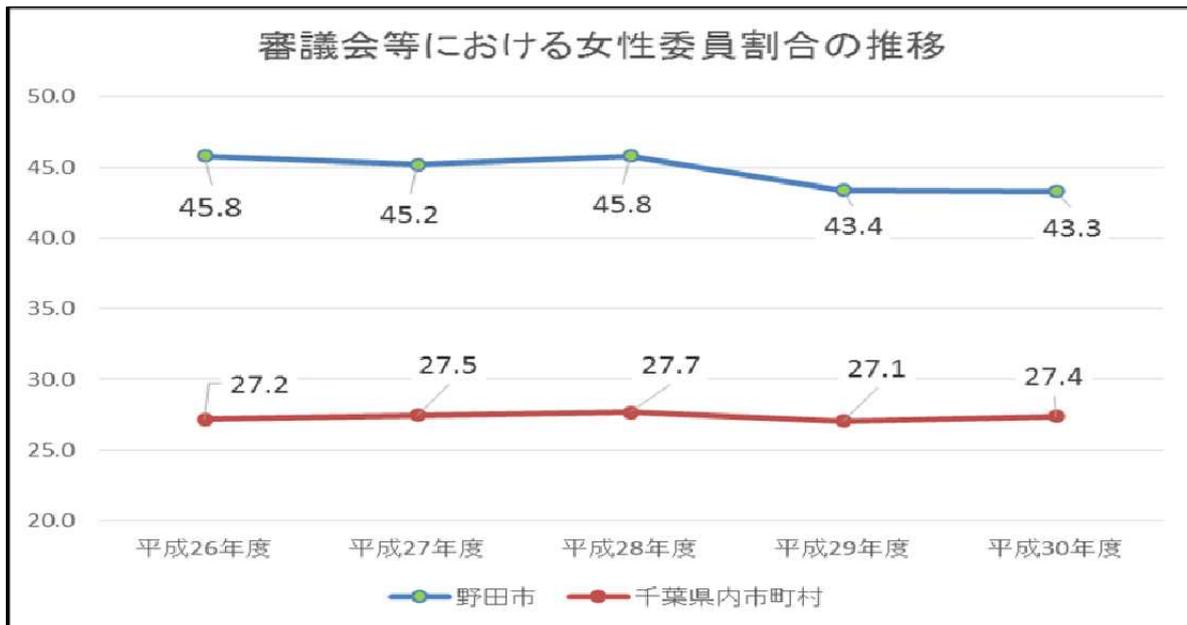
しかし、その一方で、女性のいない審議会等は同日現在、調査対象45審議会等の中、3審議会等が残っており、引き続き、女性のいない審議会等の解消に向けた取組が求められます。

国は、成長戦略の一つとして、令和2（2020）年までに公務員や企業の幹部職員に占める女性の割合を、30%程度にする目標を掲げています。そのため、上場企業を対象に女性の管理職数や数値目標の有無、育休取得者数等の情報を公開し、企業の更なる取組を促そうとしています。

市では、企業等における方針決定の場への女性の参画促進や女性の経営的地位向上、経営参加促進等に向けて、セミナーを実施するとともに、講演会、講座等の開催情報の提供等を行っています。

また、市の女性管理職の割合については、平成30（2018）年4月1日現在、100人中1人（1.0%）となっており、千葉県内市町村平均10.7%を下回っています。

女性が活躍できる社会の実現を後押しする動きが相次ぐ中、市の女性登用について、働き方や職場環境の見直し等も含めて、関係部局が連携し、様々な取組が求められます。



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より
 2. 目標の対象である審議会等委員に対する女性登用の割合を表示
 3. 各年度4月1日現在

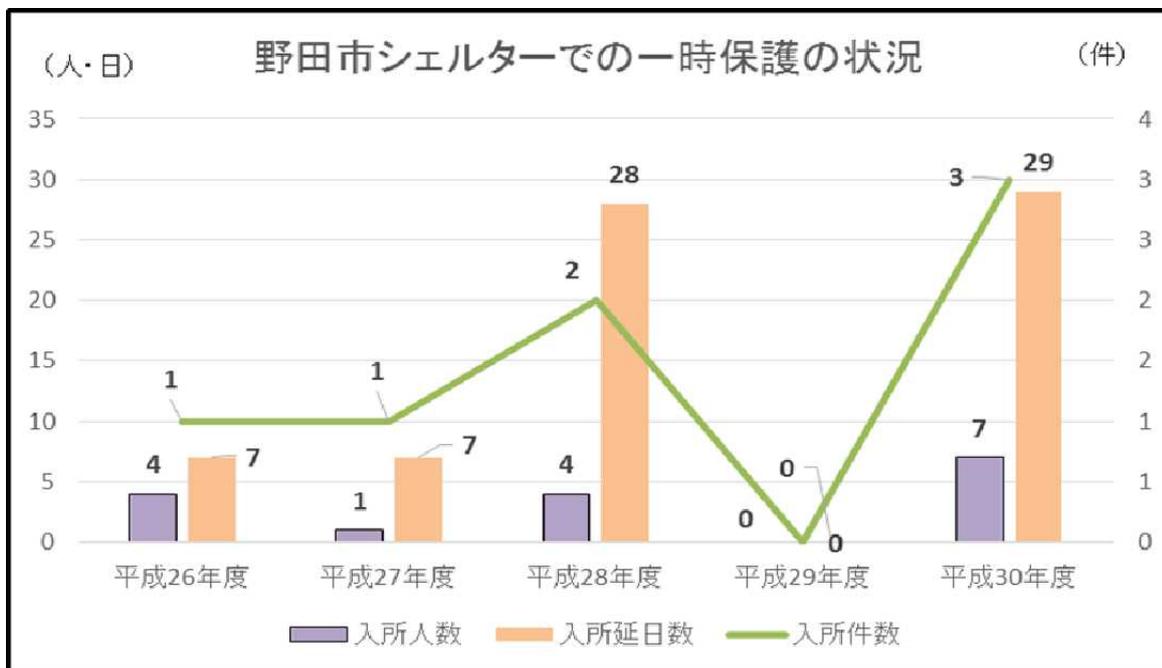
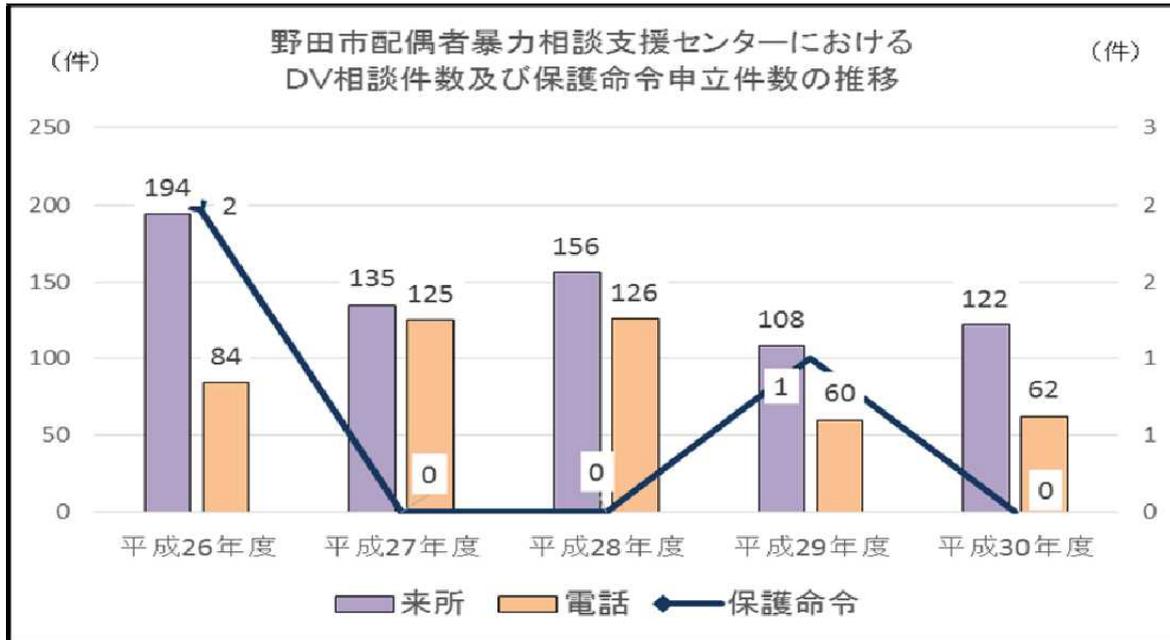
(3) 女性(異性)に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

市では、平成20(2008)年の改正DV防止法の施行を受けて、同法の施行日に合わせ、市町村の努力義務とされた「市町村基本計画」として「第2次野田市DV大綱」を策定するとともに、男女共同参画課に配偶者暴力相談支援センターを位置付けました。

当該配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談件数は、平成30年(2018)度184件と前年度と比較して、16件、9.5%の増となっています。

また、DV被害者への負担等を考慮し、身近な所で保護を行うことが必要ではないかと考え、平成14(2002)年に公設民営のシェルター(緊急一時保護施設)を市が設置しました。平成30(2018)年度のシェルター入所件数は3件で、平成28(2016)年度と比較すると、1件の増で、1件当たりの入所日数は9.6日で、4.4日の減となっています。

今後は児童虐待と一体的に被害の早期発見と加害者を増やさないための啓発を強化するとともに、相談、一時保護及び自立までの一貫した支援を推進していく必要があります。



(4) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、市民の健康を維持するとともに、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にし、男女が安心して子どもを産み育てていく上で重要なものです。

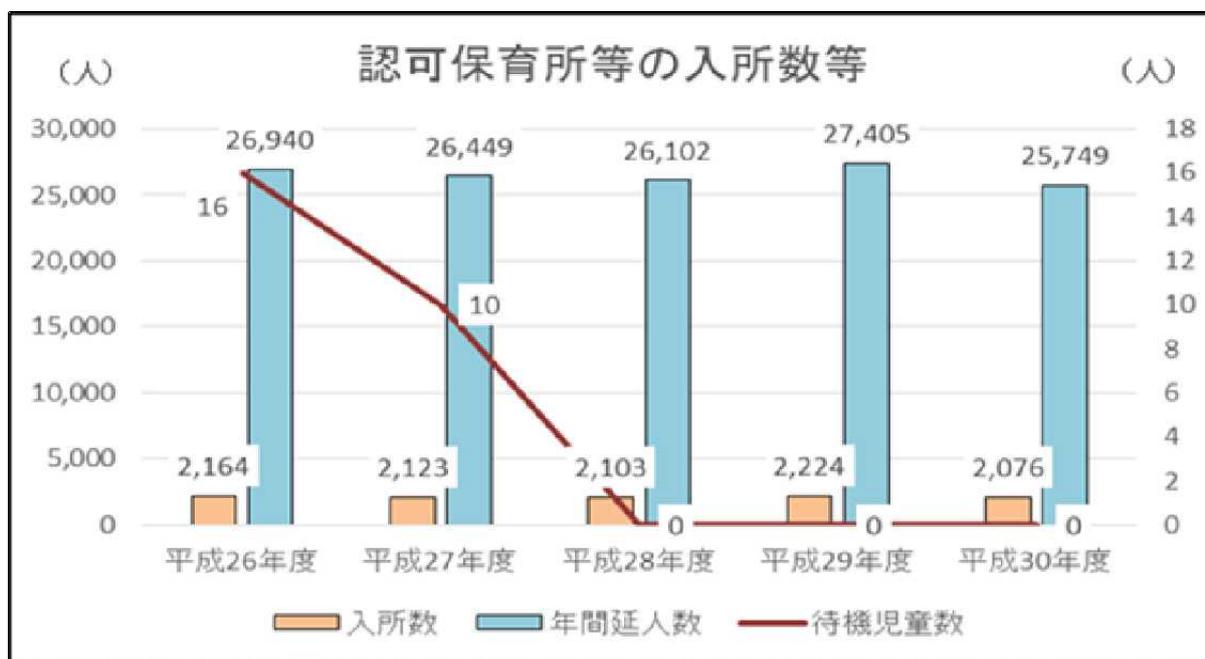
そのためには、父親の子育てへの参加や子育て期間中の働き方の見直しを進めるとともに、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備等を図ることが不可欠です。

これまで、市では、保育所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実、

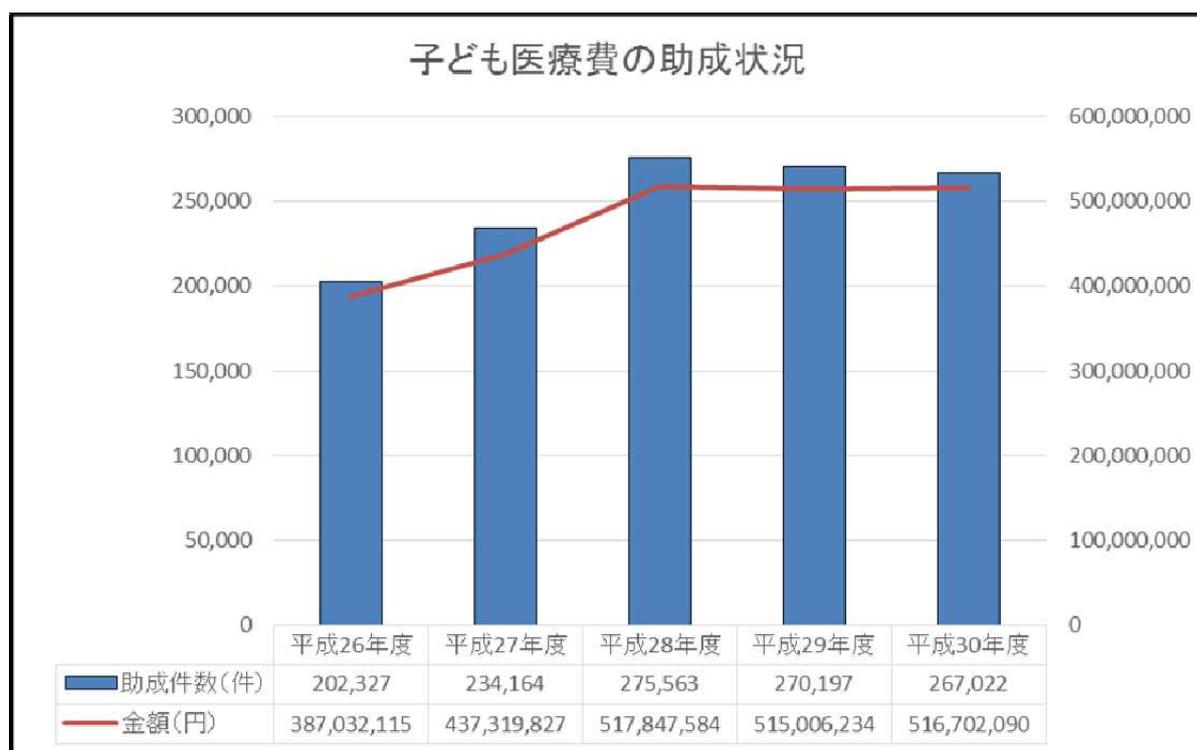
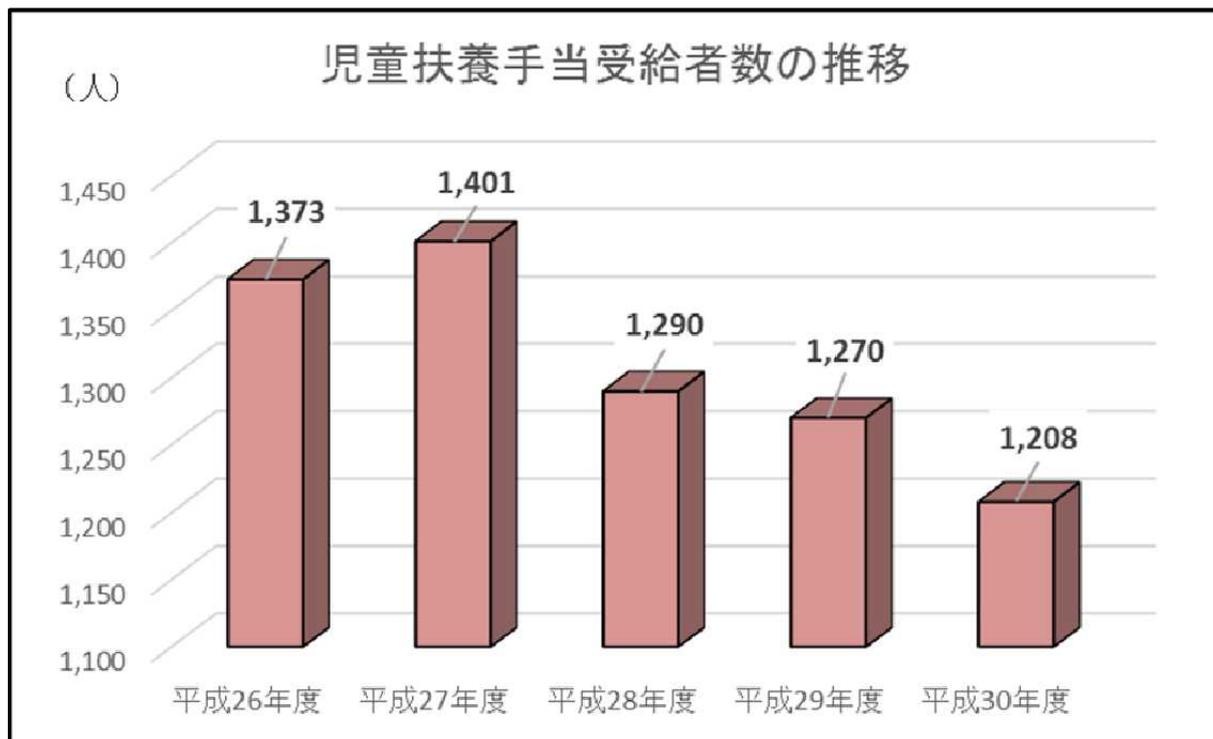
子育て支援拠点やネットワークの充実、さらに、ひとり親家庭支援として、母子・父子自立支援員による相談、求人開拓と就労支援等様々な施策に取り組んでいます。

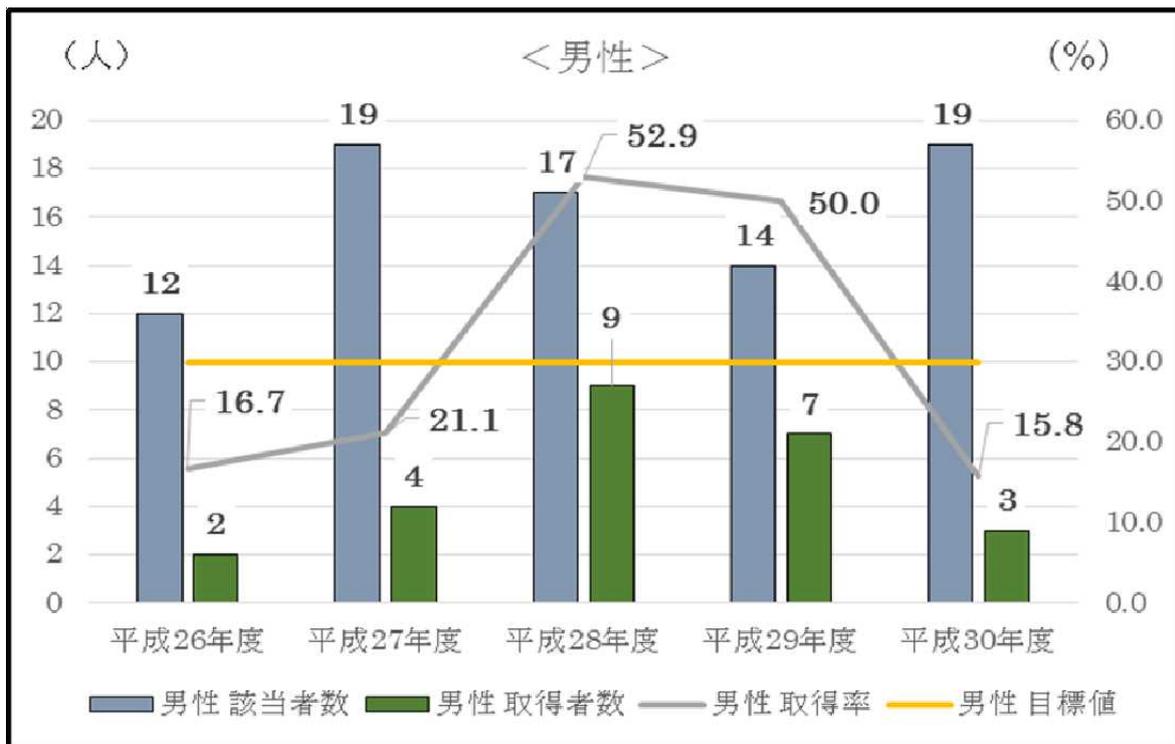
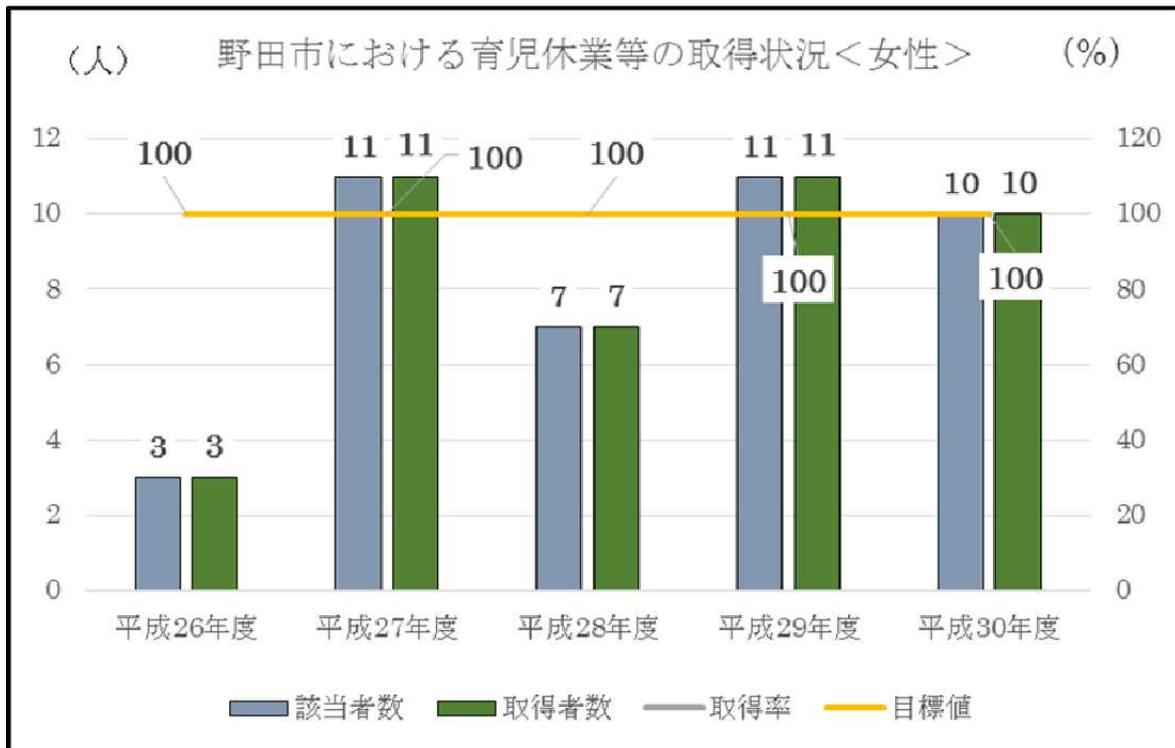
引き続き、これまでの取組を継続しつつ、平成27(2015)年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく、新たな子ども・子育て新制度のもとで量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境の実現が必要となります。

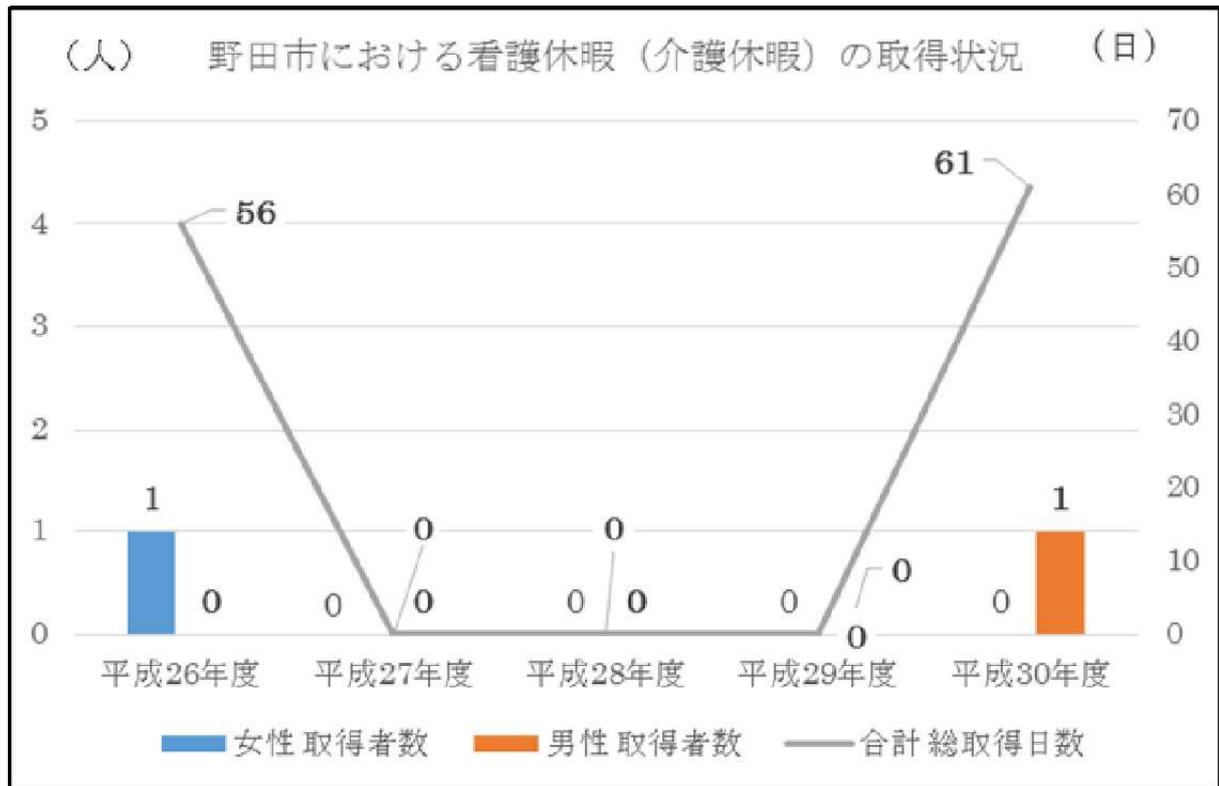
また、職場において男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、男女雇用機会均等法や育児休業・介護休業法等の周知、啓発に取り組むとともに、いまだに職場に残っている男性優位の考え方や、固定的性別役割分担意識に基づく不平等、不均衡の問題に対する見直し等を図るため、職場の意識や職場風土の改革を促しており、引き続き、これらの様々な施策に取り組む必要があります。



(備考) 入所数、待機児童数は各年4月1日現在







2 第3次野田市男女共同参画計画に基づく取組の検証

男女共同参画社会の実現に向けて、「第3次野田市男女共同参画計画」に基づき、様々な施策を総合的、計画的に展開してきました。

「第3次野田市男女共同参画計画」に位置付けた151の具体的施策について、計画全体（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）に対する取組評価見込みは次のとおりであり、その推進が着実に図られています。

なお、一つの施策に対して、複数の所管部署が関係する場合は、所管部署ごとに取組評価見込みを行っているため、施策数は一致していません。

1 全体

（令和元（2019）年度末見込み）

基本目標						合計 (件)	割合 (%)
進捗評価見込み							
おおむね計画どおり	44	27	7	47	28	153	90.5
一部実施	2	4	3	4	2	15	8.9
未実施	0	1	0	0	0	1	0.6
合計	46	32	10	51	30	169	100

基本目標

人権尊重と男女平等が確保された社会づくり
 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶
 男女が共に社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充
 ワーク・ライフ・バランスの推進
 生き生きと安心して暮らせる社会づくり

2 基本目標・主要施策別

基本目標	主要施策	評価見込み		
		おおむね計画どおり	一部実施	未実施
	人権尊重意識の啓発	13	0	0
	各種相談窓口の充実、連携	9	1	0
	家庭における男女平等意識の啓発	6	1	0
	学校における男女平等教育の推進	8	0	0
	多様な生涯学習の推進	3	0	0

基本 目標	主要施策	評価見込み		
		おおむね計 画どおり	一部 実施	未実施
	固定的性別役割分担意識の是正と慣行の見直し	5	0	0
	性の尊重と女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発	1	1	0
	DV被害防止に向けた啓発	4	0	1
	配偶者暴力相談支援センター業務の推進と情報管理の徹底	12	0	0
	児童虐待等防止対策の充実	3	0	0
	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止対策の推進	2	1	0
	ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進	5	2	0
	審議会等における女性の参画推進	0	1	0
	女性職員の人材育成	1	1	0
	企業・団体等に対する啓発及び取組の促進	1	1	0
	商工業・農業経営等への女性の参画促進	2	0	0
	男女共同参画の視点に立った地域防災対策の推進	3	0	0
	働き続けやすい環境の整備促進	6	1	0
	子ども・子育て環境の整備、充実	17	1	0
	ひとり親家庭に対する支援の充実	11	0	0
	子育て情報の提供推進	1	0	0
	地域活動に参加しやすい環境づくり	8	0	0
	再就職のための支援体制整備	3	1	0
	女性のチャレンジ支援	1	1	0
	性差医療に関する知識の普及	2	1	0
	妊娠・出産・育児支援の充実	5	0	0
	高齢者等の福祉の充実	13	0	0
	介護支援策の充実	7	0	0
	外国人のための情報提供及び生活支援策の推進	1	1	0
	合計	153	15	1

第3章 基本的考え方

1 計画の基本理念

本計画の策定に当たっては、野田市総合計画の基本方針に掲げる「人権尊重・男女共同参画社会の推進」を実現するため、現行計画の基本理念を継承し、様々な施策に取り組みます。

【基本理念】

「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を生かした社会づくり」

2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、5つの目標を掲げて施策を展開していきます。

基本目標 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり

人権の尊重と男女平等についての理解を深めるための啓発や、子どもの頃からの教育を始め、学校、家庭、地域、職場等社会のあらゆる分野において、教育・学習機会の充実を図ります。

基本目標 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶

女性（異性）への暴力の防止及び根絶に向けて、啓発活動の充実、強化を図るとともに、DV被害者やその家族が安心して暮らせるよう、引き続き、関係機関と連携し、DV被害者の相談対応に加えて、相談、保護から自立まで一貫した、きめ細かい支援等を行います。

また、DVは児童虐待と密接な関係があることから、DVと児童虐待を一体化した支援を推進します。

基本目標 男女が共に社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充

男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合う、男女共同参画社会の実現を目指します。また、あらゆる分野への女性の参画を通じて、男女双方の意見が対等に反映されるよう、女性の登用拡大に向けて、市が率先して取り組みます。

市においても、女性の活躍推進に向けた国の取組等に適切に対応しつつ、女性の登用を積極的に進め、指導的立場の女性が増えるよう、民間企業や地域等への働きかけを積極的に行います。

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、仕事や家庭における固定的性別役割分担意識の解消を図ります。また、女性が経済的に自立し、出産や子育て、介護等により、就業を中断することなく継続できるよう、安心して子育てに取り組める環境づくり等に取り組みます。

基本目標 生き生きと安心して暮らせる社会づくり

生涯を通じた女性の健康維持・増進のため、妊娠・出産期、高齢期等ライフステージに応じた情報提供や支援を行うなど、生涯を通じた健康づくりに向けて、様々な取組を推進します。

また、高齢者が、その意欲や能力を生かして生きがいを持って生活できるよう、社会参画の促進のための支援を充実するとともに、障がいのある人や外国人の生活安定と自立のための支援の充実を図ります。

男女が共に介護と家庭、仕事の両立ができるよう、介護保険サービスや相談事業等の充実に取り組みます。

3 社会経済情勢等を踏まえて優先的に取り組むべき重点項目

男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に各種施策を推進するとともに、特に重要性や緊急性等の高い事項については、重点的に取り組んでいくことが必要です。

そのため、第4次計画では、5つの基本目標のもと、各種施策を推進する中で、社会経済情勢等を踏まえて優先的に取り組むべき3つの重点項目を設置します。

《重点項目》

- 1 様々な活動の場における男女共同参画の推進
- 2 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
- 3 ワーク・ライフ・バランスへの取組の推進

重点項目 1 様々な活動の場における男女共同参画の推進

あらゆる分野において、政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

特に市の政策や方針決定過程において、女性の参画が推進されることにより、バランスのとれた質の高い行政サービスの提供が可能となります。

あらゆる分野への女性の参画を通じて、男女双方の意見が対等に反映されるよう、女性の登用拡大に向けて取り組みます。

対応する具体的施策の番号	77、78、79、84、85
--------------	----------------

重点項目 2 女性（異性）へのあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

女性（異性）への暴力の防止及び根絶に向けて、啓発活動の充実、強化を図るとともに、DV被害者やその家族が安心して暮らせるよう、引き続き、関係機関と連携し、DV被害者の相談対応に加えて、相談、保護から自立まで一貫した、きめ細かい支援等を行います。

また、児童虐待事件の再発防止策を包含した取組みを推進します。

対応する具体的施策の番号	3、10～15、33、37～41、42～53、 54～65、66～67、68～70、71～76
--------------	--

重点項目 3 ワーク・ライフ・バランスへの取組の推進

男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、仕事や家庭における固定的性別役割分担意識の解消を図ります。

また、女性が経済的に自立し、出産や子育て、介護等により、就業を中断することなく継続できるよう、安心して子育てに取り組める環境づくり等に取り組みます。

対応する具体的施策の番号	32、34、89、92、94、97、98、100、 104、105、111～113、115、116、 129～131、132、133、136、137
--------------	--

4 計画策定に当たっての考え方

計画策定に当たって、これまでの進捗状況について評価と検証を行うとともに、関係法令や市の関係計画等との整合性を図りつつ、男女共同参画を取り巻く環境の変化等を勘案し、特に重要な視点として、次の3つの視点により、総合的に策定します。

《計画策定に当たっての重要な視点》

- (1) 女性の社会参加の推進
- (2) 女性（異性）へのあらゆる暴力の根絶
- (3) 子ども・子育て支援の充実

視点（ 1 ）女性の社会参加の推進

あらゆる分野への女性の参画拡大

男女共同参画社会の形成のためには、男女が、働く場、地域等社会のあらゆる分野の意思決定過程に対等に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことが必要です。

国は、政策・方針決定過程において「指導的地位」に占める女性の割合は緩やかに増加しているものの、その水準は依然として低く、国が定める「2020年30%の目標」達成については、ハードルが非常に高いとの観測も流れています。

こうした状況の下、国は、女性の活躍推進を強力に打ち出しており、それに伴い、役員や管理職に女性を登用したり、女性の管理職比率等について目標数値を示したりする企業が増えています。女性登用について、数値目標を掲げることは、男性の経営層・管理職層の意識改革に大きな意味を持つと考えられます。

本市においても、審議会等への女性委員の登用を始めとして、女性の社会参加に向けた取組を進めています。男女共同参画の視点からの防災の取組として、市防災会議における女性委員の割合を高めるため、公募委員を女性に限定したほか、関係団体の代表として女性を推薦するよう依頼するなど、社会の流れや市民ニーズ等に的確に対応した取組も適宜行っていますが、いまだ十分とは言えない状況にあります。

こうしたことから、男女共同参画社会の実現に向けて、国の動向等に的確に対応しつつ、あらゆる分野において指導的な地位に就く女性が増えるよう、取り組む必要があります。

P.15のグラフ参照

女性の活躍による社会経済の活性化

女性の年齢階級別労働力等について、昭和50(1975)年からの変化を見ると、現在も「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて緩やかになっており、M字の底となる年齢階級も上昇しています。

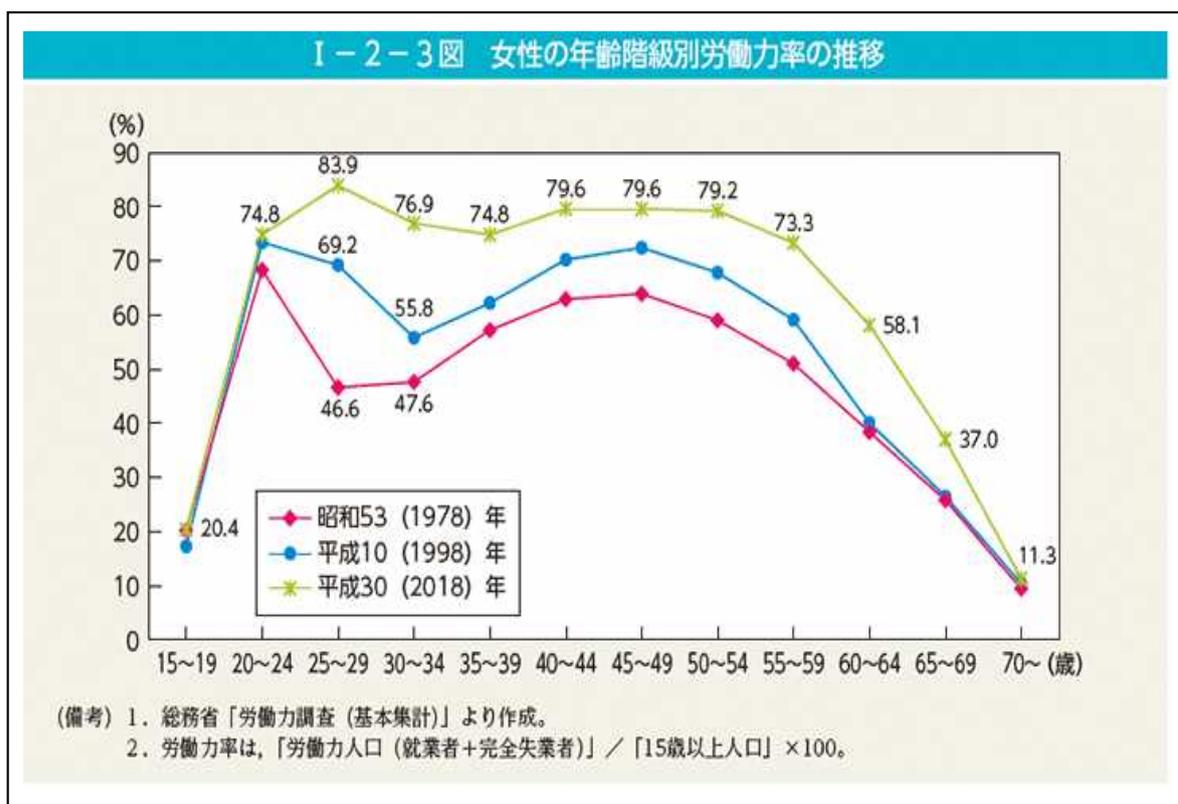
また、近年、既婚女性の就業率は上昇していますが、30歳前後の女性では、就業継続の難しい非正規雇用者が増えているため、依然として出産後

の離職者は多いとされています。

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、日本の強い経済を取り戻すためには、女性の活躍推進が不可欠です。

そのためには、企業や事業者等に対して、女性管理職に対する積極的な改善措置（ポジティブ・アクション）等の女性活躍の推進について働きかけを行うとともに、経営面等における多様な人材の活用（ダイバーシティ（多様性））の促進を図る取組が必要です。

あわせて、女性の就職・継続就業の支援、育児や介護等を理由として離職した女性の再就職の支援等、女性の就業を支援し、女性の雇用拡大に資する環境整備等の取組を推進するなど、多方面からきめ細かな対策を講じることが必要です。



内閣府「男女共同参画白書 令和元年版」引用

視点(2) 女性(異性)に対するあらゆる暴力の根絶

内閣府が平成29(2017)年に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者等から暴力を受けたことがあると回答した割合は、女性は31.3%、男性は19.9%となっており、3割の女性が1度でも暴力を受けたことがあると回答している。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る機能として設置される配偶者暴力相談支援センターの数は毎年度増加しています。平成30

(2018)年3月現在、全国283か所(うち市区町村が設置する施設は110か所)が配偶者暴力相談支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っているとして、平成28(2016)年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は10万6,367件で、毎年度増加しているとしています。

市の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数も増加傾向を示しています。

また、「DV防止法」は、3回目の改正が行われ、平成26(2014)年1月3日に施行されました。これにより、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。配偶者の範囲が、これまでの事実上の婚姻関係にある者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者も含められることとなり、保護対象が拡大されたことから、DV相談件数も増加することが予想されます。

女性(異性)に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の中でも最も基本的なものの一つです。

近年、若年層の男女間における暴力(交際相手からの暴力)の問題が注目されています。内閣府が平成29(2017)年にまとめた上記の調査で、交際相手から被害経験を性別で見ると、10~20代の頃の経験として、女性は37.6%、男性は15.9%が被害にあったと回答をしており、配偶者等からの暴力を同程度の割合となっています。

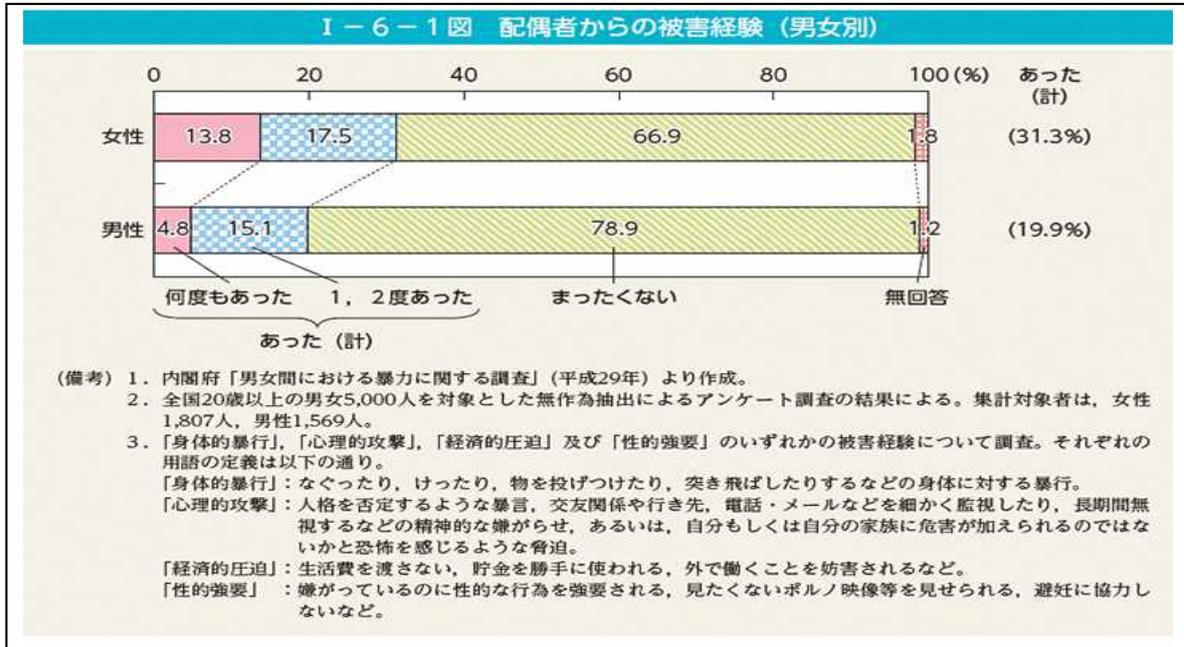
女性(異性)に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりとして、暴力の発生を未然に防ぐため、引き続き、学校における人権教育及びデートDV講演会の推進や、家庭、職場、地域での人権啓発活動に取り組む必要があります。

また、市では、平成14(2002)年に「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を策定するとともに、公設民営のシェルター(緊急一時保護施設)を設置し、平成20(2008)年には、「第2次野田市DV大綱」を策定するとともに、男女共同参画課に配偶者暴力相談支援センターを位置付けました。

このことから、避難してきたDV被害者と同伴者の安全確保を最優先に考えて的確な対応を図るとともに、各関係部局及び関係機関等と連携し、相談から保護、自立まで一貫した、かつきめ細かい支援の充実が求められます。また、DV被害者を支援する際には、情報管理の徹底に努める必要があります。

さらに、DVは児童虐待と密接な関係があることから、DVと児童虐待を一体化した支援が求められています。

また、改正「男女雇用機会均等法」が平成 29(2018)年 6 月に公布され、令和 2(2020)年 4 月に施行されることを踏まえ、雇用の分野におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントに対する関心が高まる中、同法の一層の理解促進が求められています。



内閣府「男女共同参画白書 令和元年版」引用



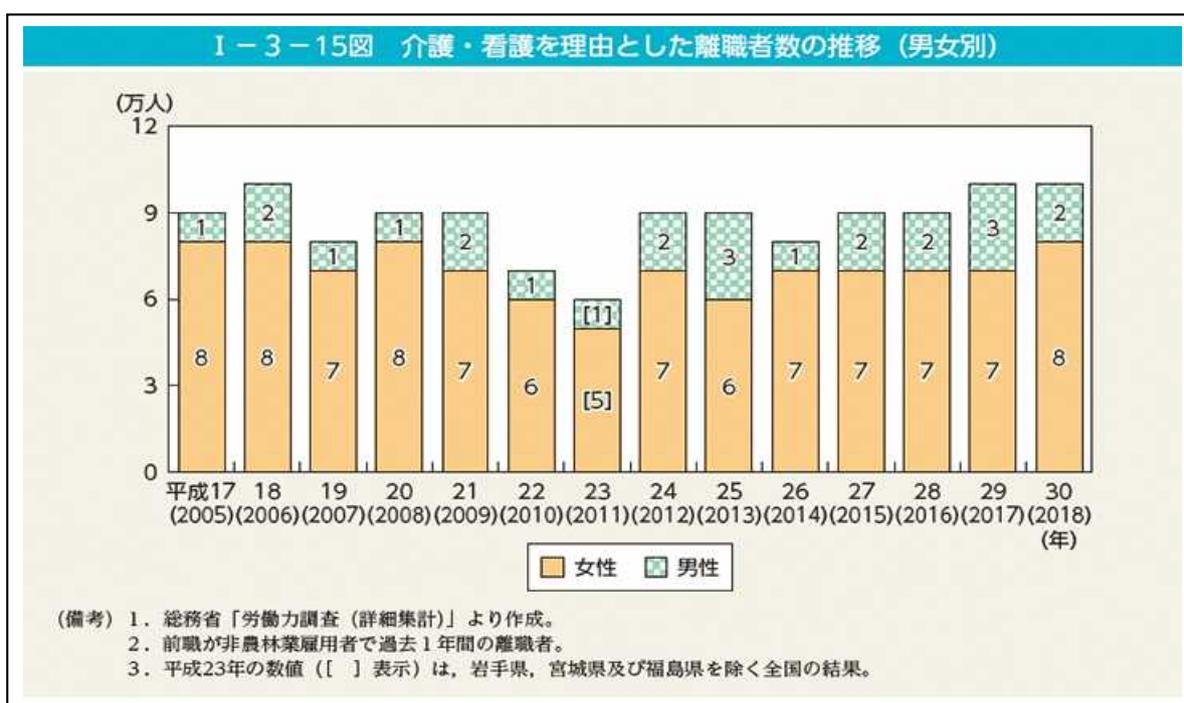
視点(3) 子ども・子育て支援の充実

男性同様に働く女性が増える一方、依然として、家事・育児は女性に依存しているという状況がうかがわれる中、仕事と家庭の両立を実現する支援の取組は、少子化の解消にもつながります。

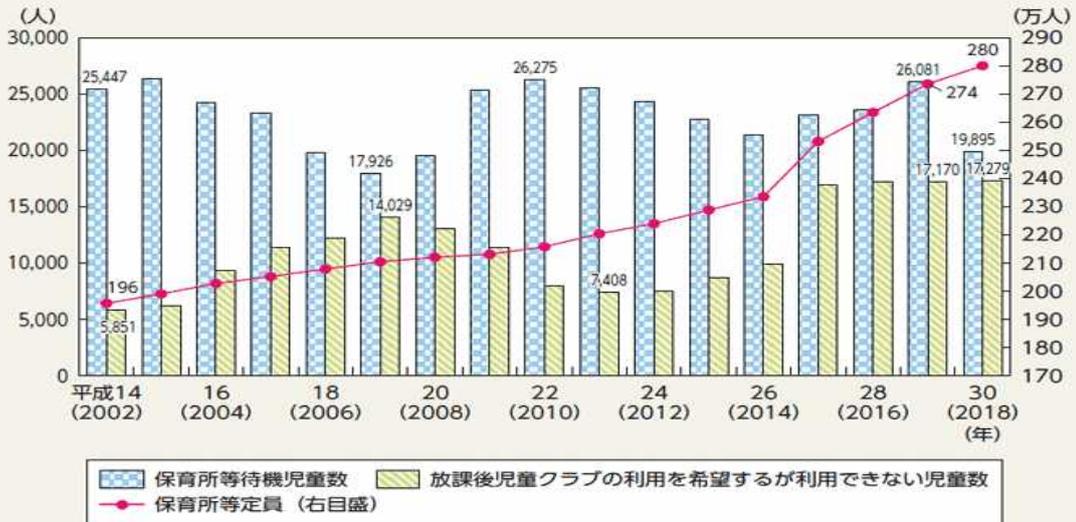
女性があらゆる分野で活躍していくためには、多様なライフスタイルに応じた子育てや介護等に係るサービスを始めとした、子ども・子育て環境の整備、充実が求められています。国は、平成29(2017)年度末までに確保するとして50万人分の保育の受皿を達成しましたが、女性就業率80%に対応するために、令和2(2020)年度末までに約32万人分の受け皿を整備し、待機児童の解消に全力で取り組むとしています。

市では、これまでも延長保育の充実、保育所の施設整備の推進、一時保育の拡充及び学童保育所の受入れ体制の整備等、子育て支援策の整備、充実や、ひとり親家庭への支援の充実等に取り組んでいます。

少子化や核家族化、女性の社会進出を背景に、子育て支援、保育サービスの効果的な提供が求められる中、平成27(2015)年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく、新たな子ども・子育て新制度のもとで量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境を実現し、男女ともに働きやすく生きやすい社会づくり等に取り組む必要があります。



I-3-14図 保育所等待機児童数と保育所等定員及び放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数の推移

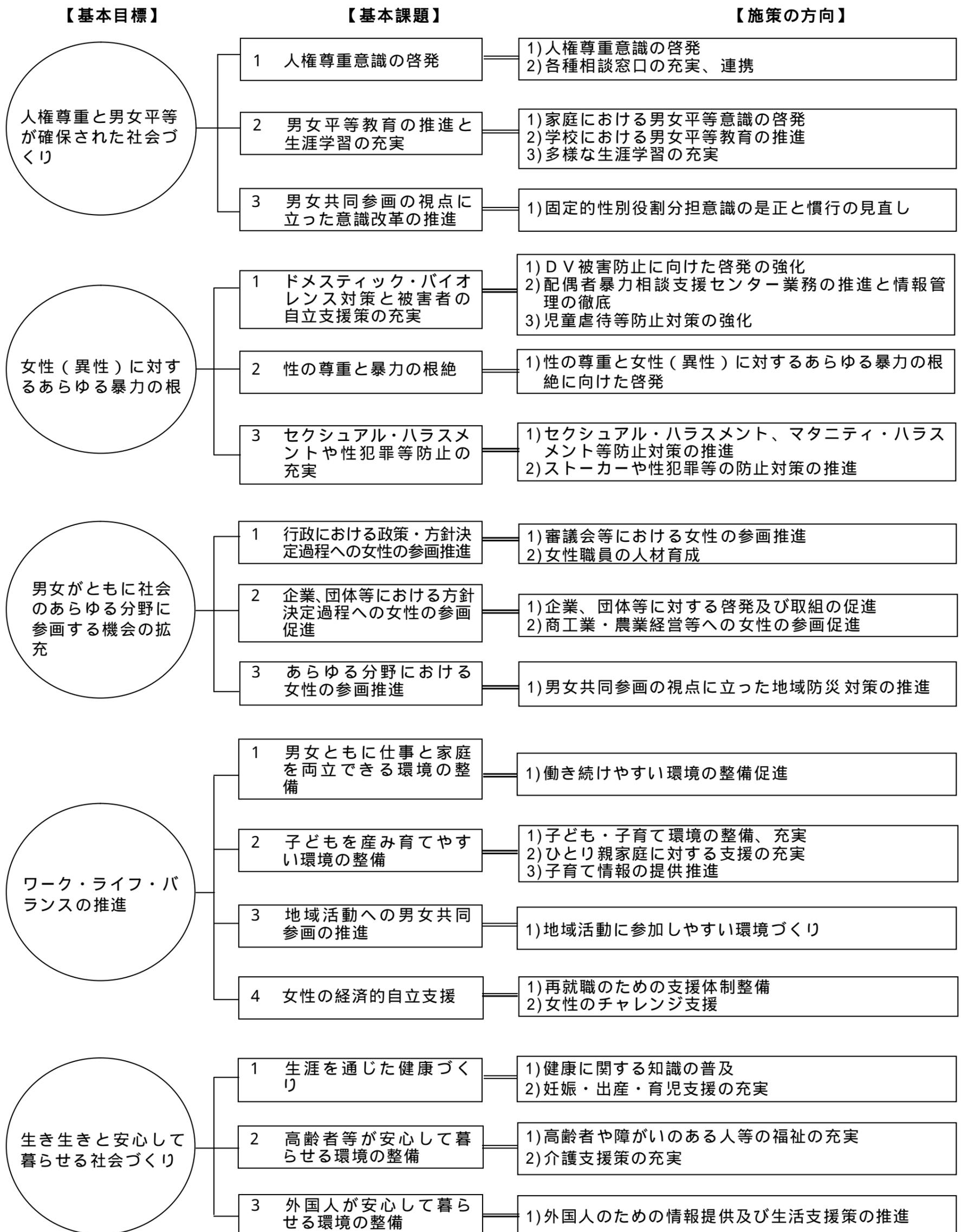


- (備考) 1. 保育所等待機児童数、保育所等定員は、平成26年までは厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」、平成27年以降は「保育所等関連状況取りまとめ」より作成。放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」より作成。
2. 保育所等待機児童数、保育所等定員は、各年4月1日現在。放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、各年5月1日現在。
3. 平成27年以降の保育所等待機児童数、保育所等定員は、平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業（うち2号・3号認定）を含む。
4. 保育所等定員は、平成27～29年は保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の認可定員並びに幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の利用定員。平成30年は保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用定員。
5. 平成27年以降の放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象を小学4～6年生にも拡大をしたため、当該人数も含まれている。
6. 東日本大震災の影響により、平成23年値は、保育所等待機児童数は岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町を除く。また、同年の放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、岩手県宮古市・久慈市・陸前高田市・大槌町、福島県広野町、檜巻町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村を除く。

内閣府「男女共同参画白書 令和元年版」引用

第4章 計画の内容

1 施策の体系



第4章 計画の内容

2 施策の内容

基本目標 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり

基本課題	1) 人権尊重意識の啓発
	2) 男女平等教育の推進と生涯学習の充実
	3) 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進

人権の尊重とは、私たち一人一人が、かけがえのない価値と尊厳を持った存在であることを認め合い、お互いの個性や能力を尊重することであり、社会の基礎となるものです。

また、男女共同参画社会とは、性別にかかわらず人権が尊重され、固定的性別役割分担意識をなくし、責任を分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

したがって、人権の尊重は、男女共同参画社会の実現に不可欠なものです。男女共同参画社会を実現するため、多様な生き方が尊重され、男女共同参画に関する様々な課題の背景となっている、性別による固定的役割分担意識を見直し、人権尊重の理念に関して、正しく理解する取組を推進します。

男女平等についての理解を深めるための啓発や、子どもの頃からの教育をはじめ、学校、家庭、地域、職場等社会のあらゆる分野において、教育・学習機会の充実を図ります。

基本課題 1 人権尊重意識の啓発

施策の方向	1) 人権尊重意識の啓発
	2) 各種相談窓口の充実、連携

人間が人間らしい生活をするうえで、生まれながらにして持っている権利を、基本的人権といいます。日本国憲法では、「基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」によって確立されたものであり、「侵すことのできない永久の権利」として保障しています。基本的人権の内容には、自由権・平等権・社会権などの権利があります。また、現代社会の進展によって、環境権や知る権利などといった「新しい人権」が生まれてきています。

各種相談窓口に寄せられる相談も年々複雑多岐にわたっていることから、引き続き相談者のニーズに応えられるよう、各相談窓口の更なる充実を図るとともに、関係各課・機関と連携し、適切な対応が必要です。

さらに、情報通信技術の発達と情報通信機器・サービスの急速な普及により、インターネット利用による、女性（異性）に対する人権侵害となる暴力被害や性犯罪被害に遇う子どもが後を絶たないなど、深刻な問題も発生しています。

子どもたちの発達段階に応じた情報活用能力を育成し、子どもの情報に対する理解や知識を深め、安全に安心して利用できるような取組を推進することが重要です。

グローバル化の進展に伴い、LGBTなどの性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）についての社会的認知度も高まりつつある一方、ヘイトスピーチと呼ばれる国籍、民族、性等の属性を理由に、人種や社会的マイノリティを否定する言葉の暴力も発生しています。LGBTなどの性的少数者をはじめとして、マイノリティの人間としての尊厳に対し、人々への理解の促進を図ることが必要です。

施策の方向 1) 人権尊重意識の啓発

人権尊重や男女共同参画への理解を推進するため、あらゆる機会を通じて市民、民間団体及び企業等幅広く広報、啓発を推進します。特に子どもの頃から男女共同参画への理解を促進します。

また、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画に関する継続的な調査、研究をはじめとした情報の収集、提供を行うとともに、講座等を開催し、

学習機会の充実を図ります。

表現が性別に基づく役割分担にとらわれたものとならないよう、女性や子どもの人権尊重と男女共同参画の視点を踏まえた広報誌、出版物を作成するとともに、女性の人権を尊重した適切な表現を行うよう配慮するなど、様々な場で普及、啓発を行います。

あわせて、必要な情報を取捨選択し、主体的に読み解いていく能力（メディア・リテラシー）を向上させるとともに、学校教育や社会教育の場において、情報発信者としての自覚を促すため、情報の収集や知識の習得を図ります。

また、L G B Tなどの性的少数者等あらゆる人権についての理解の促進に取り組みます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
1	人権教育・啓発の推進	人権に関する講演会や講座を開催し、様々な人権に対する啓発を推進します。	人権・男女共同参画推進課 生涯学習課 公民館
2	性同一性障害を抱える児童、生徒の相談環境の整備等	性同一性障害を抱える児童・生徒の相談や悩みに応えるため、相談しやすい環境の整備等を図ります。	指導課
3 【重点2】	コミュニティサイトに起因する人権侵害等の予防、啓発の推進	インターネット利用に起因する人権侵害や性犯罪等の予防、啓発に向けて、人権に関する知識を習得し、理解を深めるため、学校等における講演会等を開催します。	青少年課 人権・男女共同参画推進課
4	子ども人権作品展の開催	小・中学校において、人権に関する作品づくりを通して人権意識を高めるとともに、児童生徒の作品展示を通して市民への人権啓発の推進を図ります。	指導課
5	子どもじんけん映画会、小学生人権教室、中学生人権講演会の開催	他人への思いやりやいたわりの心といった人権尊重意識を養うことを目的に、人権に関わるアニメビデオの上映や小学生人権教室、中学生人権講演会を開催します。	人権・男女共同参画推進課

番号	具体的施策	概要	所管部署
6	市の刊行物等における固定的な男女像の見直し	市の刊行物等において、性別に基づく固定観念にとらわれた表現がないか、職員一人一人が男女共同参画の視点に立って見直しを行います。	人権・男女共同参画推進課
7	メディア・リテラシーの向上	メディア・リテラシーの一環として、男女の人権を尊重した表現等を認識できるような教育を進めるとともに学習の機会を提供します。	指導課 公民館

施策の方向 2) 各種相談窓口の充実、連携

性別による差別等、男女ともに直面する様々な問題に対して、相談は、その解決に向けた大きな足掛かりとなる有効な対策です。

相談の実施により、権利や人権等が侵害された場合の対応等について、その解決に向けた正しい知識や情報を提供し、解決に向けた支援の糸口が発見できます。

また、相談を通して、問題を的確に把握し、具体的な課題解決に結び付けることができるよう、総合的、継続的な支援を行うとともに、より本格的な救済手続、又は他の救済制度等へつなげていきます。

そのため、女性や子どもに関する差別等の相談をはじめ、人権等に係る様々な相談に対応できるよう、各相談機関の連携を図りつつ、各種相談窓口の充実、強化を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
8	一般市民相談の充実	日常生活の悩みごとや相続、離婚等の一般相談に対し、今後の対応方法のための助言や専門相談機関等の案内を行います。	広報広聴課
9	人権相談の充実	あらゆる人権問題について、人権擁護委員が市民の相談に応じ、相談者の自主的な問題解決に助言等を行い、問題解決に努めます。	人権・男女共同参画推進課

番号	具体的施策	概要	所管部署
10 【重点2】	女性のための相談窓口の充実	女性が抱えているあらゆる問題、悩み等について、女性カウンセラーが相談者と一緒に考え、問題解決に努めます。	人権・男女共同参画推進課
11 【重点2】	D V 相談窓口の充実	D V (配偶者、元配偶者、事実上婚姻関係にある者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力)被害女性の相談に対し、被害女性の意思を踏まえた上で、最善の支援策や法制度の教示を行います。 また、行政支援が必要な相談者に対し、市職員が適切な窓口へ同行し、きめ細かな支援を行います。	配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)
12 【重点2】	母子家庭・婦人相談の充実	母子家庭等の自立を図るため、母子・父子自立支援員が相談者のニーズに合った情報提供や生活相談の助言を行います。	児童家庭課
13 【重点2】	「男性のための電話相談」の実施	男性が抱える様々な悩み、男性ならではの悩みについて、男性カウンセラーが相談者と一緒に考え、問題解決に努めます。	人権・男女共同参画推進課
14 【重点2】	児童・青少年問題についての相談事業の充実	多様化・複雑化している児童や青少年の悩みを解消するため、家庭児童相談、青少年相談において、きめ細かな支援を図ります。	子ども家庭総合支援課 青少年センター
15 【重点2】	児童虐待相談受付電話「子どもSOS」の運営と周知	虐待を受けている子ども本人や虐待の疑いのある親子を発見した人からの通報及び虐待をしているのではと悩んでいる保護者等からの電話相談に対応し、児童虐待の未然防止や早期発見等に努め、関係機関との連携を密に図りつつ、きめ細かな支援を行います。	子ども家庭総合支援課

番号	具体的施策	概要	所管部署
16	障がい者総合相談の充実	基幹相談支援センターを中心として、障がいのある人が、生きがいをもって地域の中で自立した生活ができるよう支援するため、障がいのある人やその家族等に対し、日常生活上の相談を受け、連携しながらきめ細かな支援を図ります。	障がい者支援課

基本課題2 男女平等教育の推進と生涯学習の充実

施策の方向	1) 家庭における男女平等意識の啓発
	2) 学校における男女平等教育の推進
	3) 多様な生涯学習の充実

男女共同参画社会の実現には、男女がともにその趣旨を理解することが重要であり、一人一人の個性と能力を認め、互いを尊重し合える精神を育むことが基礎となります。そのため、職場や家庭において、男性が主体的、積極的に関わるのが欠かせません。

しかし、私たちの身の回りでは、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的性別役割分担意識や社会的な慣行が依然として残っており、この考えが子どもの意識形成に大きく影響を及ぼしています。

また、人間の意識の形成に当たって、教育は極めて大きな役割を果たしています。

そのため、未来を創る子どもたちが、男女平等、男女共同参画の理念を理解し、将来の人間形成、自己形成につながるよう、学校、家庭及び地域等において、男女共同参画の視点に基づく教育や学習を推進し、意識の醸成を図ることが重要です。

個人の活動の自由な選択が制限されないことがないよう、また、多様な生き方や社会のあらゆる分野への参画が選択できるよう、性別、年齢を問わず、生涯を通じて、ライフステージに応じたきめ細かな学習機会が求められます。

また、性別に関わらず、学校や家庭において、生命尊重、人権尊重の観点から発達段階に応じた適切な性教育等の啓発を行うことが必要です。

施策の方向 1) 家庭における男女平等意識の啓発

未来を創る子どもたちが、固定的性別役割分担意識や社会的な慣行にとらわれず、各々の個性と能力を十分発揮して成長できるよう、子どもが生まれる前から保護者に対し、男女共同参画に関する意識啓発及び学習機会の充実を図るとともに、両親ともに、特に父親として妊娠期からの子育て参加を推進します。

あわせて、子どもに対しても、家庭において、幼少期から男女平等、男女共同参画の考え方等に関する意識の醸成を図ります。

その場合に、各家庭を取り巻く環境は、それぞれ異なります。個々の状態に応じたきめ細かな支援を行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
17	子育てに関する講座の充実	男女が平等に共同して子育てを担っていく意識を醸成するため、両親学級や家庭教育学級等の学習機会の充実を図ります。	公民館
18	家庭教育学級の充実	幼児、小・中学生の保護者に対し、子どもの成長にともなう発達理解や保護者の役割等、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性を学び、互いを尊重し協力する意識啓発を推進します。	公民館
19	家庭教育に関する意識の醸成	幼稚園や保育所、小・中学校等異年齢、異学年との交流活動及び保護者や地域の人々との交流活動を通して、男女平等意識の醸成を図ります。	保育課 指導課
20	ブックスタートの推進	絵本を仲立ちとした子どもへの言葉かけ、特に乳幼児への言葉かけを意識的に増加させるため、ブックスタートを推進します。	興風図書館 保健センター
21	おやこの食育教室の開催	保健センターの調理室等を活用した食事づくり等、親子での体験活動を通して食育を推進します。	保健センター

施策の方向 2) 学校における男女平等教育の推進

一人一人が個性と能力を発揮して自分の生き方を自由に選択できるよう、児童生徒に対する人権尊重を基盤とした男女平等教育を推進します。

そのため、学校教育活動全体を通じて、男女共同参画についての理解を深めるための学習機会の充実を図ります。

一方、進路指導や生徒指導等において、多様な生き方を尊重する男女共同参画の視点を取り入れた取組を推進するとともに、親、教職員等に対し、男女共同参画の理解を深めるため、啓発活動の実施、学習機会の提供を図ります。

子どもの健全な育成を図り、男女が互いの性を理解、尊重できるよう、学校教育の場や家庭で発達段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を推進するとともに、親に対し、家庭での性教育の必要性についての啓発に

取り組めます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
22	人権教育、男女平等教育の推進	毎年、学校人権教育研究指定校2校を指定し、男女の協力や家庭と家族に関する適切な学習活動を推進します。	指導課
23 【女活】	技術・家庭科教育の充実	保育学習における乳幼児との交流等を通して、お互いが協力して家庭生活を築いていくという意識が身に付くような教育を推進します。	保育課 指導課
24 【女活】	個性重視の進路指導の充実	固定的な男女別の職業観にとらわれず、本人の適性、希望を踏まえ、主体的に進路選択ができるよう、指導の充実を図ります。	指導課
25 【女活】	キャリア教育の推進	職場見学や職場体験学習、男女平等教育資料「自分らしく」を活用し、キャリア教育を推進します。	指導課 人権・男女共同参画推進課
26 【女活】	国際理解教育の推進	小・中学校における地域人材の活用や外国語指導助手（ALT）による国際理解教育の推進を図ります。	指導課
27	性教育の充実	児童、生徒の発達段階に応じて、性を総合的にとらえ、知識を得るだけでなく、男女それぞれの特性を知り、互いを尊重し、協力する態度を育てます。	指導課
28	教職員研修の充実	男女共同参画社会づくり及び人権教育の一環として、教職員に対し、男女平等教育に関する研修等の充実を図ります。	指導課

施策の方向 3) 多様な生涯学習の充実

人権尊重を基盤にした男女平等意識を形成し、男女がともに多様な生き方

を選択できる男女共同参画社会を実現するため、誰もが地域等さまざまな場で人権や男女共同参画に関する学習に参加できるよう、学習機会や情報提供の充実を図ります。

男女共同参画について理解を深めるため、参加しやすいテーマや時間帯を考慮するなど工夫を重ねて、セミナーや講座等の充実を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
29	公民館主催事業の充実	幅広い分野で男女共同参画の実現につながるよう、市民ニーズ等に応じた内容の講座を適宜織り込み、意識啓発を図ります。	公民館
30	女性セミナー等の充実	女性問題についての理解と認識を深めるため、幅広い女性向けセミナーや講座等を企画し、意識啓発を図ります。	公民館
31	男性向けの講座等の充実	男性のための料理教室等、楽しみながら調理実習を行い、生活上の自立を支援します。	公民館

基本課題3 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進

施策の方向 1) 固定的性別役割分担意識の是正と慣行の見直し

「男は仕事、女は家庭」という、性別で役割を固定する意識、いわゆる固定的性別役割分担意識は、全ての人が、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指す上での大きな障壁となっています。

男女共同参画の理念は、徐々に浸透しており、固定的性別役割分担意識も解消に向かっていきます。しかしながら、未だに浸透していない不十分な分野もあることから、引き続き、男女共同参画についての関心を高めながら、着実に意識改革の取組を一層推進することが重要です。

意識改革は、女性だけではなく男性に対しても、男女平等や男女共同参画の意義や必要性を共通の課題として捉え、自主的な取組を促すよう働きかけることが必要です。

施策の方向 1) 固定的性別役割分担意識の是正と慣行の見直し

男女がともに認め合い、支えあい、個性と能力を発揮して、多様な生き方を可能とするためには、社会における制度や慣行の見直しや固定的性別役割分担意識の是正や解消が必要です。

そのため、意識の醸成に向けた情報の収集、提供を図るとともに、インターネットや多様なメディアを活用した広報・啓発活動や学習機会の提供等を推進します。

市が率先して、市職員の男女共同参画に対する意識の醸成と理解の推進に取り組めます。

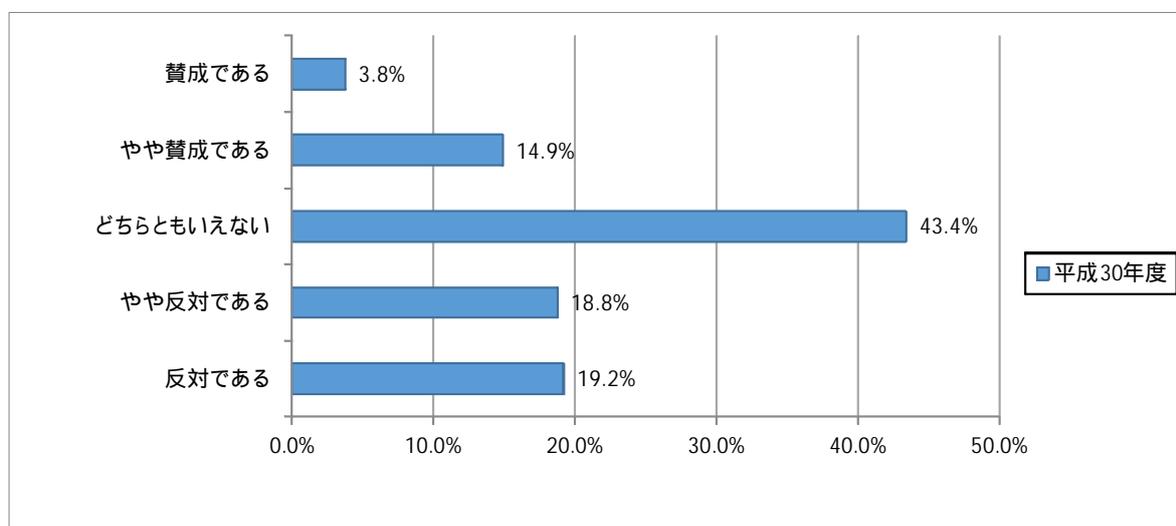
また、講演会や研修会等についても、市民が気軽に参加できるよう、多様な視点や角度から各年代層に取り入れられるテーマや講師等を選定し、内容を工夫し充実を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
32 【重点3】 【女活】	男女共同参画に関する講演会等の開催	一般市民を対象とした講演会等の開催に当たり、テーマや講師の選定等において工夫を重ねるとともに、より効果を高めるため、目的や対象等を絞った出前セミナー等を開催します。	人権・男女共同参画推進課

番号	具体的施策	概要	所管部署
33 【重点2】	啓発情報誌の発行	市報折込みの男女共同参画推進だより「フレッシュ」を拡充し掲載することで、男女平等意識の啓発や男女共同参画に関する情報の提供を行います。	人権・男女共同参画推進課 子ども家庭総合支援課
34 【重点3】	市職員研修の充実	階層別の職員研修に男女共同参画問題を取り入れ、職員のより一層の意識の深化を図ります。 また、女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、女性職員研修を実施します。	人事課 人権・男女共同参画推進課
35 【女活】	公共施設における男女共同参画に関する情報提供の充実	市役所、支所の行政資料コーナー及び興風・せきやど図書館の女性情報コーナーにおいて、男女共同参画に関する情報提供の充実を図ります。	人権・男女共同参画推進課
36 【女活】	男女共同参画に関する関係資料の収集及び提供	男女共同参画に関する資料や情報を収集し、広く適切に市民への情報提供を行います。	人権・男女共同参画推進課

(問 10) あなたは、「女性が家事・育児を行い、男性が仕事を行う」などの固定的性別役割分担意識について、どのようにお考えですか。

今回新たに追加した質問事項



(参照)平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

基本目標 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶

基本課題	1) ドメスティック・バイオレンス対策の強化と被害者の自立支援策の充実
	2) 性の尊重と暴力の根絶
	3) セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等防止の充実

女性（異性）に対する暴力（DV、性犯罪、売買春等）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で、対応すべき最重要課題の一つです。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があります。また、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。)など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春等の暴力は一層多様化しており、そうした新しい形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。

また、DVは児童虐待と密接な関係があることから、DV防止対策は児童虐待防止対策と一体的に取り組む必要があります。特に家庭で起こりやすいDVは、外部から見えづらいために潜在化しやすく、被害者が深刻化するなどの状況にあり、子どもにも悪影響を及ぼすことを考慮する必要があります。

さらに、近年の暴力の形態については、市が平成30（2018）年に実施した「人権に関する市民意識調査」では、「DVを1度でも受けたことがある」と回答した人の内訳は、身体的暴力と答えた人が34.5%に対して、精神的暴力と回答した人は44.8%となっており、身体的暴力より精神的暴力が多いという結果となっています。

こうした状況を踏まえ、女性（異性）への暴力の防止及び根絶に向けて、啓発活動の充実、強化を図るとともに、DV被害者やその家族が安心して暮らせるよう、引き続き、民間支援団体等の関係機関と連携し、DV被害者の相談対応に加え、保護から自立まで一貫した、きめ細かな支援を行います。

なお、配偶者等からの暴力や性暴力等の被害者について、男性、LGBTなどの性的少数者の存在も明らかになるとともに、SNSなど、インターネットを介して、子どもが性犯罪被害に遭うなどの深刻な問題も発生しており、全ての被害者を視野に、総合的かつ適切な対応を図ります。

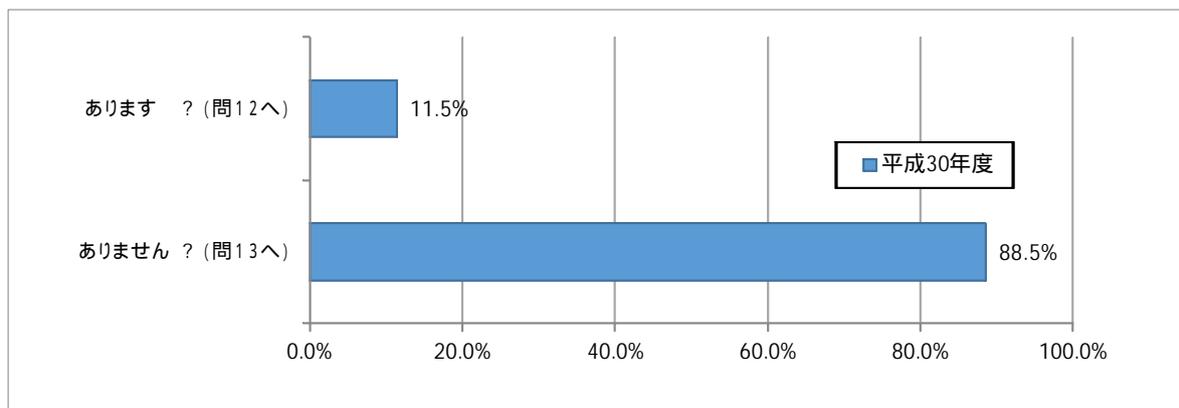
さらに、近年、モデルやアイドルのスカウトを装ったアダルトビデオ（AV）への出演強要や、女子高生（JK）らによる接客を売りにしたJKビジネスと呼ばれる、高収入アルバイトへの応募をきっかけに性的な行為を強要

するなど、若年層の女性を中心に性的な被害を受ける問題が発生していることから、身を守る正しい知識を得るための啓発活動や相談窓口の充実を図ります。

また、男女雇用機会均等法等の関係法令を浸透させるための広報・啓発活動を行うとともに、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等、女性が個性と能力を十分発揮できる環境づくりに取り組めます。

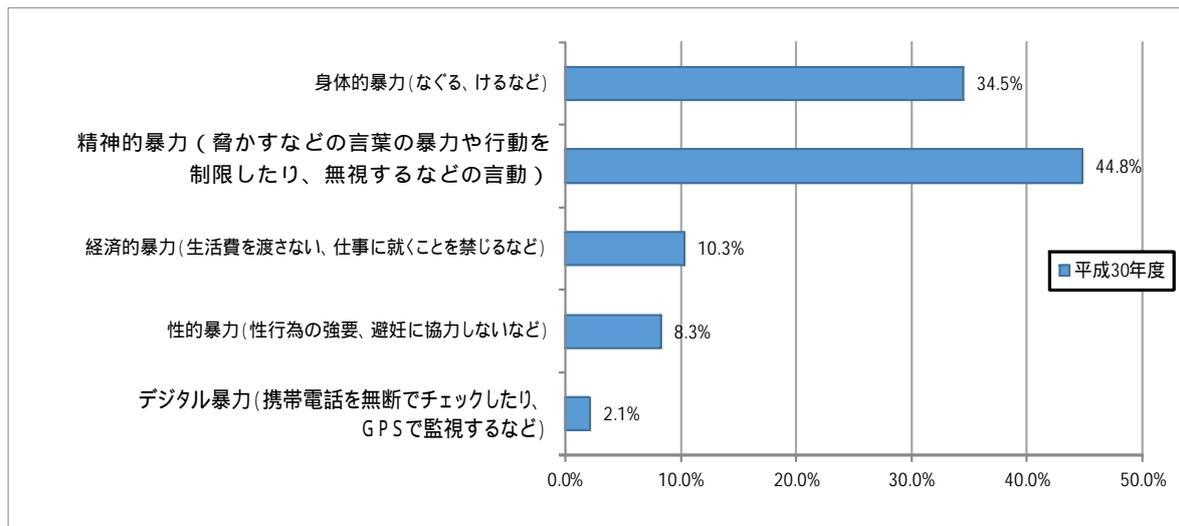
(問 11) あなたは、いままでドメスティック・バイオレンス(配偶者などからの暴力)を1度でも受けたことがありますか。

今回新たに追加した質問事項



(問 12) 問 11で「あります」と回答した方に伺います。あなたが受けた暴力の内容について教えてください。(複数回答)

今回新たに追加した質問事項



(参照) 平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

基本課題 1 ドメスティック・バイオレンス対策の強化と被害者の自立支援策の充実

施策の方向	1) DV被害防止に向けた啓発の強化
	2) 配偶者暴力相談支援センター業務の推進と情報管理の徹底
	3) 児童虐待等防止対策の強化

異性、特に女性に対する暴力は、男女共同参画社会の実現のために克服すべき最重要課題のひとつです。

そのため、女性（異性）に対するあらゆる暴力の防止、根絶に向けて、DVや児童虐待等について理解を深めるとともに、相談窓口の周知や相談体制の充実、被害者の自立支援等の各種対策の充実、強化が求められています。

DV支援においては、DVの防止から被害者の自立まで、切れ目のない支援を実現することが重要であり、その一環として、DV被害者の子どもに対する心のケアや就学支援等に留意することが大切となります。

また、DV等については、男性の側の理解が遅れがちであることから、男性への啓発活動の充実が重要となります。

児童、高齢者及び障がいがある人への虐待については、その被害が潜在化し、発見しにくい場合が多いことから、虐待を早期に発見し、適正な支援を行えるよう、関係機関との連携を充実、強化する取組が求められます。

なお、取りくみに際しては、社会保障と税の共通番号（マイナンバー）の運用に伴い、情報の共有化やワンストップ化による利便性向上等の面と併せ、情報管理の徹底が必要となります。

また、DV被害者の生命に危険が及ぶような緊急時において、スムーズな支援を行うためには、地域での機動的なネットワークの構築が不可欠であるとともに、DV被害者の安全を確保し、安全で安心して自立した生活が営めるよう、個人情報の一層の管理徹底に向けた取組も重要となります。

さらに、DVと児童虐待は密接な関係があることから、DVと児童虐待を一体的な支援が求められています。

施策の方向 1) DV被害防止に向けた啓発の強化

女性（異性）に対するあらゆる暴力の防止、根絶に向けて、DV等について理解を深めるため、関係法令の周知、啓発を推進します。

また、中高生の若年層を対象にデートDV等の啓発、予防に向けた取組を拡充し、男女共同参画の視点に立った教育、学習の充実を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
37 【重点2】	DV被害防止に向けた若年層等への啓発の拡充	DV被害は若年層の間でも広がっていることから、デートDVに関する理解と予防に向けて、生徒や教職員等を対象としたデートDV講演会や研修等を実施し、啓発活動の拡充を図ります。	子ども家庭総合支援課
38 【重点2】	法制度や各種支援策の周知、啓発の充実	市ホームページ等をはじめ、効果的な方法、手段を活用して、DV防止法をはじめとする関係法令の内容や各種支援策の周知、啓発の充実を図ります。	子ども家庭総合支援課
39 【重点2】	「男性のための電話相談」の実施 (基本目標 13再掲)	男性が抱える様々な悩み、男性ならではの悩みについて、男性カウンセラーが相談者と一緒に考え、問題解決に努めます。	人権・男女共同参画推進課
40 【重点2】	啓発情報誌の発行 (基本目標 33再掲)	市報折込みの男女共同参画推進日より「フレッシュ」を拡充し掲載することで、男女平等意識の啓発や男女共同参画に関する情報の提供を行います。	人権・男女共同参画推進課 子ども家庭総合支援課
41 【重点2】	「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱(野田市DV被害女性支援基本計画)」の見直し	第4次計画等に沿って、「第2次野田市DV大綱(野田市DV被害女性支援基本計画)」の見直しを行います。	子ども家庭総合支援課

施策の方向 2)配偶者暴力相談支援センター業務の推進と情報管理の徹底

子ども家庭総合支援課内に設置している配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害女性の様々な相談に応じ、解決に向けて適切に助言、指導が行えるよう、相談窓口の周知や相談体制の充実、強化を図るとともに、一

時保護施設（シェルター）を有効活用した相談から自立までの一貫した支援を推進します。

特に暴力を避けるため、保護を求めるDV被害者やその子どもについては、DV被害者の意志を尊重した上で、危険性や緊急性等を勘案しつつ、一時保護施設（シェルター）の一部管理を委託するDV支援団体と連携し、被害者の安全確保を最優先に緊急一時保護施設への入所等適切な一時保護等を実施します。

さらに、自立した生活を希望するDV被害者に対し、支援情報の提供や同行支援等を適切に行うとともに、安全で安心した生活を営めるよう、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を行います。あわせて、引き続き、千葉県女性サポートセンター等の関係機関との連携を強化するとともに、DV被害者及びその関係者等に関する情報の保護強化に取り組みます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
42 【重点2】	DV相談窓口の充実 (基本目標 11 再掲)	DV（配偶者、元配偶者、事実上婚姻関係にある者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力）被害女性の相談に対し、被害女性の意思を踏まえた上で、最善の支援策や法制度の教示を行います。 また、行政支援が必要な相談者に対し、市職員が適切な窓口へ同行し、きめ細かな支援を行います。	配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)
43 【重点2】	緊急一時保護施設（シェルター）による保護等の支援の実施	DV被害女性の安全の確保を最優先として、DV被害女性の視点に立って、保護から自立まで一貫した、きめ細かな支援を行います。	配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)
44 【重点2】	緊急生活支援資金の助成	所持金を持たないシェルター入所中の被害女性（市民）に対し、自立に向けて必要な関係機関への相談や保護命令の申立てに必要な経費等を助成します。	配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)

番号	具体的施策	概要	所管部署
45 【重点2】	カウンセリング受診の助成	シェルター入所中の被害女性（市民）が心身の健康を回復させるため、本人の意思に基づき、医学的又は心理学的な治療として、市内精神科医によりカウンセリングを受診した場合、その経費を助成します。	配偶者暴力相談支援センター （子ども家庭総合支援課）
46 【重点2】	ステップハウスの活用	市営住宅を目的外使用し、シェルター入所中の被害女性等が精神的ケアと経済的自立に向けた生活の準備をするために活用します。	配偶者暴力相談支援センター （子ども家庭総合支援課） 営繕課
47 【重点2】	市営住宅における入居資格条件の緩和	シェルターに入所していた被害女性（市民）で、離婚が成立していない場合においても、ひとり親家庭と同等とし、市営住宅入居者選考時の住宅困窮度表に加点します。	営繕課 配偶者暴力相談支援センター （子ども家庭総合支援課）
48 【重点2】	民間賃貸住宅入居時家賃等の助成（DV被害女性要件）	緊急に居住の場を確保する必要があるシェルター入所中の被害女性（市民）で、市内の民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成します。	営繕課 配偶者暴力相談支援センター （子ども家庭総合支援課）
49 【重点2】	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援の実施（DV被害女性要件）	連帯保証人が確保できないなどの理由により、市内の民間賃貸住宅への入居に困窮しているシェルター入所中又は入所していたDV被害女性世帯に対し、民間賃貸住宅情報の提供、民間保証会社を活用した入居保証、居住継続する支援及び福祉サービスの案内を行うとともに、低額所得者等の場合は、家賃等保証委託契約に要する費用の一部を助成します。	営繕課 配偶者暴力相談支援センター （子ども家庭総合支援課）

番号	具体的施策	概要	所管部署
50 【重点2】	民間団体との連携による支援体制の強化	シェルターの運營業務の一部を民間団体に委託し、官民が協働した支援体制の強化を図ります。	配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)
51 【重点2】	ひとり親家庭等日常生活支援事業の充実	ひとり親家庭となった直後の生活や育児支援のため、ヘルパーや保育士を派遣する事業を、野田市母子寡婦福祉会に委託し、実施しています。求職活動時や残業時にも支援できる体制に拡充しており、さらに事業の周知を図ります。	児童家庭課 配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)
52 【重点2】	広域的な対応を図るための他自治体への理解と協力依頼	市民以外のDV被害女性も柔軟に受け入れることとし、自治体間依頼に基づく市民以外の保護については、住所地自治体に対し、本人の自立の意思確認や援護等の実施責任等を要請します。 一方、DV被害女性(市民)が他自治体での自立を目指す際には、市民以外のDV被害女性を柔軟に受け入れてもらえるよう、他自治体への理解と協力を要請するとともに、情報提供や支援を行います。	配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)
53 【重点2】	野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会による連携体制の強化	関係機関等の連携体制を強化し、迅速な対応を図るため、野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会による情報交換を密にし、情報の共有化を推進します。	配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)

施策の方向 3) 児童虐待等防止対策の強化

児童虐待ケースでは、DVの被害が同時に発生している事例が多く見受けられ、児童虐待とDVは密接な関係があります。「野田市児童虐待防止総合対策大綱」に基づき、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応にあたり、

子育て支援事業との連携と要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携等により、児童虐待防止の推進を図っています。

令和元(2019)年10月からは、児童虐待事件の再発防止策として、要保護児童対策地域協議会調整機関としての機能と、子ども家庭総合支援拠点としての機能を持ち、児童虐待と密接な関係があるDV被害者支援も行う子ども家庭総合支援課を新設し、児童相談所や警察などの関係機関との情報共有による連携を強化し一体的に支援しています。

今後も、野田市要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化し、情報を共有化して、各関係者の役割を果たしつつ適切な対応にあたります。

また、情報の共有及び連携をさらに進め、児童虐待の未然防止、早期発見による児童虐待の重篤化の防止を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
54 【重点2】	児童虐待相談受付電話「子どもSOS」の運営と周知 (基本目標 15 再掲)	虐待を受けている子ども本人や虐待の疑いのある親子を発見した人からの通報及び虐待をしているのではと悩んでいる保護者等からの電話相談に対応し、児童虐待の未然防止や早期発見等に努め、関係機関との連携を密に図りつつ、きめ細かい支援を行います。	子ども家庭総合支援課
55 【重点2】	野田市要保護児童対策地域協議会による連携体制の強化	要保護児童対策地域協議会実務者会議を抜本的に見直し、主担当や関係機関の役割分担、さらに個別支援会議の必要性を議論する場に変えるとともに、関係機関等のうち当該事例に関係し、又は関係する可能性のある者により構成するものとされている個別支援会議につきましても、関係機関との連携の下協議を進めることで、千葉県柏児童相談所をはじめとする関係機関と児童虐待防止管理システムにより情報を共有化することで、児童虐待の未然防止、早期発見及びケースの進行管理による児童虐待の重篤化を防ぎます。	子ども家庭総合支援課

番号	具体的施策	概要	所管部署
56 【重点2】	乳児家庭全戸訪問事業の実施	全ての乳児の家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、居宅において子育て支援に対する必要な情報提供を行うとともに、様々な不安や悩みを聴取し、要支援児童の早期対応を図ります。	保健センター
57 【重点2】	子ども家庭総合支援課の機能の充実	子ども家庭総合支援課の機能充実を図るため、心理士、保健師、精神保健福祉士等の専門職を配置し、18歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦等の相談に応じます。	子ども家庭総合支援課
58 【重点2】	子ども家庭総合支援課分室による学校等への定期的な巡回	教育委員会に新設した子ども家庭総合支援課分室による学校等への定期的な巡回を行い、児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。	子ども家庭総合支援課分室
59 【重点2】	市内小中学校へのスクールロイヤーの配置及び教育委員会アドバイザーの配置	教職員に対する法的マインドの養成及び子どもの権利擁護のため市内小中学校へのスクールロイヤーの配置及び教育委員会アドバイザーを配置します。	子ども家庭総合支援課分室 指導課
60 【重点2】	警察官OBの同行訪問の実施	学校等から依頼があった場合の、警察官OBの同行訪問を実施します。	防災安全課 子ども家庭総合支援課分室
61 【重点2】	虐待防止啓発事業の実施	ポスター展の開催などによる虐待防止啓発事業を実施します。	子ども家庭総合支援課
62 【重点2】	児童虐待事例の学校等との定期的な情報交換	進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換を行います。	子ども家庭総合支援課分室
63 【重点2】	民生委員・児童委員地区定例会での情報共有	毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有を図ります。	子ども家庭総合支援課

番号	具体的施策	概要	所管部署
64 【重点2】	虐待防止対応マニュアルの改訂	柏児童相談所との連携に特化した虐待防止対応マニュアルを改訂します。(令和元(2019)年度、関係機関についての分冊は2(2020)年度)	子ども家庭総合支援課
65 【重点2】	DV・児童虐待担当者スキルアップ研修	DVや児童虐待関係職員の知識向上に向けた研修の実施	配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)

基本課題 2 性の尊重と暴力の根絶

施策の方向	1) 性の尊重と女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発
-------	-----------------------------------

暴力は、重大な人権侵害であり、いかなる場合にも許されるものではありません。

性別に関わらず、誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の人権侵害となる行為を容認しない社会的風土・風潮を醸成することが必要です。

特に女性（異性）への暴力は、身近な問題であり、多くの人々に関わる社会的・構造的な問題です。DV被害の予防や早期発見のため、広報・啓発活動の充実を図るとともに、DV被害を受けた女性への支援体制整備等、迅速、適切かつきめ細かな対策が重要です。

また、男女が生涯を通じて豊かな人生を送るためには、男女がお互いの身体的特徴や性についての理解を深め、尊重し合うことが必要です。

最近では、女性（異性）に対する暴力の低年齢化とともに、潜在化しやすい性暴力被害者への積極的な支援の必要性も指摘されており、これらの新たな課題への対応が求められます。

施策の方向 1) 性の尊重と女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発

DVについては、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの観点から、誰もがDVについての理解を深め、暴力を容認しない意識を醸成するとともに、DVの予防や早期発見に向けて、広報・啓発活動の拡充を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
66 【重点2】	女性（異性）に対する暴力防止に関する啓発活動の拡充	DVに対する正しい認識と理解を深めるため、講座、講演会の開催、情報誌、広報誌における記事の掲載等、啓発活動の拡充を図ります。	子ども家庭総合支援課

番号	具体的施策	概要	所管部署
67 【重点2】	市職員に対する共通理解の浸透の推進	二次被害の防止等各窓口でDV被害女性への適切な対応が図れるよう、職員への研修を実施するとともに、職員対応マニュアルを更新します。	子ども家庭総合支援課

基本課題3 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等防止の充実

施策の方向	1) セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止対策の推進
	2) ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げるとともに、生活にまで深刻な影響を与えます。

また、セクシュアル・ハラスメントは職場だけでなく、地域や学校等あらゆる場で起こる可能性があります。

セクシュアル・ハラスメントの予防と対策の取組は、男女労働者がセクシュアル・ハラスメントのない職場でいきいきと働くことができる雇用管理の実現に向けての重要課題の一つです。

最近では、セクシュアル・ハラスメントに加えて、新たにマタハラ（マタニティ・ハラスメント）等が問題となっています。これらの暴力は、犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、決して許されるものではないという意識を徹底させるとともに、暴力を根絶するための基盤づくりに取り組むことが必要です。

また、ストーカー行為等は、被害者に対する暴行、傷害、ひいては殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれのあるものです。ストーカー行為や性犯罪等について、取締りを徹底するなど取組の強化が求められます。

施策の方向 1) セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止に向けて、民間企業等に対し、関係機関との連携のもと、男女雇用機会均等法の趣旨に基づく実効性のある対応を講じるよう啓発を推進します。

市や学校等において、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のない職場環境、教育環境づくりに取り組みます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
68 【重点2】 【女活】	民間企業におけるあらゆるハラスメント（セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等）に対する防止対策の促進	「男女雇用機会均等法」及び同法に基づく指針について周知を図り、事業主等の認識を高めるとともに、防止対策の徹底を図るため、相談体制の確立及び職場研修等の実施を働きかけます。	商工観光課 人権・男女共同参画推進課
69 【重点2】 【女活】	市におけるあらゆるハラスメント（セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等）に対する防止対策の推進	あらゆるハラスメント（セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等）防止に係る市全職員の意識啓発の徹底及び苦情相談員の周知を図り、相談等に適切に対処する工夫を図ります。	人事課
70 【重点2】 【女活】	学校におけるあらゆるハラスメント（セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等）に対する防止対策の推進	学校におけるあらゆるハラスメント（セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等）防止のための啓発や相談体制の拡充を図るとともに、教職員研修を実施し、防止対策の充実を図ります。	学校教育課 指導課

施策の方向 2) ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進

売買春防止についての広報、啓発を推進するとともに、ストーカー被害者等が、早期に警察等の関係機関へ相談し、迅速かつ適切な対応が図られるよう、ストーカー規制法等関係法令の周知、啓発等を図ります。

また、引き続き、「学校メール」や「まめメール」等の配信により、防犯等に関する情報提供の充実を図ります。

さらに、犯罪防止に資する各種施設の整備、普及を図り、犯罪被害に遭いにくい、安全・安心なまちづくりを推進するとともに、自治体やボランティア団体等と連携し、防犯対策の取組を推進します。

番号	具体的施策	概要	所管部署
71 【重点2】	ストーカー規制法の周知、啓発の推進	被害女性をストーカー行為等から守るため、ストーカー規制法の周知、啓発を推進するとともに、関係機関等との連携強化を図ります。	子ども家庭総合支援課 人権・男女共同参画推進課

番号	具体的施策	概要	所管部署
72 【重点2】	性犯罪被害者の支援の実施	性犯罪の被害に遭った際の相談に対応するため、職員の知識の習得等を図るとともに、相談窓口等の情報提供を行います。	子ども家庭総合支援課 人権・男女共同参画推進課
73 【重点2】	売買春等の防止対策の広報、啓発の推進	児童に対する性的暴力や児童買春等を許さない社会づくりに向けた広報、啓発を推進します。 また、売買春は女性の性を商品化するものであることから、女性の人権を尊重する広報、啓発を推進します。	青少年課 青少年センター 人権・男女共同参画推進課
74 【重点2】	地域での防犯体制の推進	自治会等と行政が適正な役割分担のもと、連携を図り、自主防犯パトロール隊を全市的に広げ、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯推進員による「まめばん」での見守りや青色回転灯搭載車両を利用した防犯パトロールを実施します。	防災安全課
75 【重点2】	防犯灯の整備	夜間の女性等に対する犯罪を防止するため、警察や市防犯組合等からの情報をもとに、被害発生個所や危険個所に防犯灯の整備を図ります。	防災安全課
76 【重点2】	コミュニティサイトに起因する人権侵害等の予防、啓発の推進 (基本目標 3 再掲)	インターネット利用に起因する人権侵害や性犯罪等の予防、啓発に向けて、人権に関する知識を習得し、理解を深めるため、学校等における講演会等を開催します。	青少年課 人権・男女共同参画推進課

基本目標 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する 機会の拡充

基本課題	1) 行政における政策・方針決定過程への女性の参画推進
	2) 企業、団体等における方針決定過程への女性の参画促進
	3) あらゆる分野における女性の参画推進

将来にわたり持続可能で活力ある社会経済を構築するためには、ダイバーシティ(多様性)の考え方にに基づき、多様な人材の能力を活用するとともに、多様な視点を導入することが重要です。

そのため、男女が社会のあらゆる分野に対等に自らの意思で参画し、その責任を分かち合う、男女共同参画社会の実現を目指します。

また、社会のあらゆる分野への女性の参画を通じて、男女双方の意見が対等に反映されるよう、女性の登用拡大に向けて、市が率先して取り組みます。

企業等の職場において、誰もが働きやすい環境を整備、拡大することは、効果的な働き方の実現にもつながります。

市においても、女性の活躍推進に向けた国の取組等に適切に対応しつつ、女性の登用を積極的に進め、指導的立場の女性が増えるよう、民間企業や地域等への働きかけを行います。

こうした中、さらなる女性活躍の推進に向けた取組みとして、国は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増えている現状を踏まえ、平成31(2019)年4月に「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」を公布(令和元(2019)年11月施行)し、旧姓をマイナンバーカード等に併記し、公証することで、契約などの様々な場面で活用したり、就労などにおいて身分証明として使用できるようにしました。

これを受けて、市では、申出により住民票やマイナンバーカードのほか、印鑑証明にも併記できるようにしています。

基本課題 1 行政における政策・方針決定過程への女性の参画推進

施策の方向	1) 審議会等における女性の参画推進
	2) 女性職員の人材育成

社会のあらゆる分野において、政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で自らの意思により参画することは、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

特に市の政策や方針決定過程において、女性の参画が推進されることにより、バランスのとれた質の高い行政サービスの提供が可能となります。

そのため、市政の政策形成に多様な視点や発想を取り入れ、男女がともに暮らしやすく、満足度の高い市政を実現するため、市審議会等の委員への女性の参加を推進し、市の政策や方針決定過程への女性の参画を拡大します。

あわせて、社会のあらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見が対等に反映されるよう、民間企業や地域等への働きかけを行います。

また、民間企業等の模範となるよう、市が率先して女性の登用拡大に向けた人材育成等の取組を推進します。これにより、市の組織力が高まり、市民サービスの一層の向上が図られると期待されます。

指導的な地位にある女性の役割を高めるために、シングルマザーや非正規で働く女性も含めた全ての女性の待遇改善等を併せて行うとともに、人材育成や長時間労働の是正といった働き方の見直し等を含め、総合的、計画的に取り組めます。

施策の方向 1) 審議会等における女性の参画推進

市が率先して女性の参画を推進するため、審議会等委員への女性の積極的登用を図ります。

特に女性委員の登用が進まない審議会等に対し、必要に応じて、柔軟な委員候補の選出等女性委員の積極的な登用を働きかけるなどの取組を行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
77 【重点1】 【女活】	審議会等における女性委員の登用率の拡大	各種審議会等の委員について、女性委員の割合を50%にすることを旨とするとともに、女性のいない審議会等の解消を図り、定期的な把握、公表を行います。	人権・男女共同参画推進課 各課

施策の方向 2) 女性職員の人材育成

政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するためには、市の率先した取組が求められます。

そのため、市の政策や方針決定過程に男女が対等に、かつ自らの意思で参画し、男女の意見が十分反映されるよう、長期的な視野に立った人材育成を図るとともに、多様なキャリアを積むことができる人員配置を行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
78 【重点1】 【女活】	市女性職員の人材育成	市女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、女性職員研修を実施します。	人事課
79 【重点1】 【女活】	市女性職員の登用及び能力活用	市女性職員の管理監督職への登用を積極的に進めるとともに、幅広い分野のポストに積極的に配置し、能力の活用を図ります。	人事課 人権・男女共同参画推進課

基本課題 2 企業・団体等における方針決定過程への女性の参画促進

施策の方向	1) 企業、団体等に対する啓発及び取組の推進
	2) 商工業・農業経営等への女性の参画促進

女性の社会のあらゆる分野への参画を実現することにより、労働力の提供のみならず、多様な人材の活躍による社会の活性化に多大な効果が見込まれるとともに、女性の持つ個性や能力が十分発揮されることにより、豊かな社会の形成につながります。

企業や団体等において、女性一人一人が政策や方針決定過程等の重要な場に自らの意思で積極的に参画することができるよう、男女ともに意識の転換を図るためのさらなる取組が必要です。

商工業や農林水産業等の自営業において、男女共同参画意識の確立が求められます。

施策の方向 1) 企業、団体等に対する啓発及び取組の推進

男女共同参画社会の重要性を認識し、主体的、継続的に取組を図るよう、企業や団体等に対し、広報・啓発活動を行います。

また、企業や団体等において、管理職への登用等女性の能力活用を図るとともに、男女がともに働きやすい職場づくりを行うなどの男女共同参画に向けた積極的な取組を図るよう働きかけを行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
80 【女活】	企業、団体等への広報、啓発の充実	企業、団体等の方針決定過程への女性の参画を促進するため、各種講演会や講座等の充実及び出前セミナーの実施等、広報・啓発活動の充実を図ります。	商工観光課 人権・男女共同参画推進課
81	地域、市民団体等への広報、啓発の充実	各種講演会や講座等の充実及び出前セミナーの実施等により、女性リーダーを育成し、その能力と意思により、地域・市民団体等の方針決定過程への参画を促進します。	人権・男女共同参画推進課

施策の方向 2) 商工業・農業経営等への女性の参画促進

商工業、農林水産業等の自営業に携わる女性が、持てる能力を十分発揮し、働きに応じて適正な評価を受けつつ、対等なパートナーとして経営等に参画できる環境づくりを推進します。

また、農家において、家族経営協定を締結することにより、家族間で快適な労働環境がつけられるよう、農業者への普及促進を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
82 【女活】	女性商工業者（自営業）等への経営参画の促進等	女性の経営的地位向上及び経営参画促進のため、各種講演会や講座等を充実するなど、広報・啓発活動の充実を図ります。	商工観光課
83 【女活】	農家における家族経営協定の普及促進	家族経営内において、家族一人ひとりの役割を明確にし、女性農業者の経営参画と後継者育成を図るため、「家族経営協定」の締結を促進します。	農政課

基本課題3 あらゆる分野における女性の参画推進

施策の方向 1) 男女共同参画の視点に立った地域防災対策の推進

市の政策は、市民生活に大きな影響を与えます。

日頃より、男女のニーズの違いに配慮し、男女がともに男女共同参画の考えを共有することが重要です。

また、東日本大震災を教訓としつつ、各地で発生する大規模災害を通じて災害時の被災者支援、避難所運営等において、女性の視点の必要性、重要性が改めて認識されました。

災害時において、女性の意見が十分反映されるよう、災害対策決定の場や防災活動の場等に女性が参画できる仕組みづくりが必要です。

平常時においても、災害等に備えておくことが重要であり、災害に備えのあるまちづくりに向けて、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備や災害対策の強化が求められます。

さらに、日頃から地域において、生活全般にわたり、男女共同参画を推進する取組が必要です。

施策の方向 1) 男女共同参画の視点に立った地域防災対策の推進

災害発生時に加え、平常時においても、災害対策、防災活動等に男女それぞれの視点が十分かつ適切に反映されるよう、災害時における乳幼児、妊産婦、高齢者及び障がいのある人等に配慮した避難所の設営等、あらゆる防災施策において、男女共同参画の視点に立った取組を推進します。

番号	具体的施策	概要	所管部署
84 【女活】	防災会議等における女性委員の参画促進	防災会議、国民保護協議会における女性委員の参画を促進し、女性ならではの被災状況や支援策の把握を図ります。	防災安全課
85 【重点1】	地域の自主防災活動への女性の参画促進等	消防団員、自主防災組織等地域の自主防災活動への女性の参画を促進するなど、地域住民が男女を問わず防災対策に取り組むとともに、活動しやすい環境の確保を図ります。	消防総務課 防災安全課

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本課題	1) 男女ともに仕事と家庭を両立できる環境の整備
	2) 子どもを産み育てやすい環境の整備
	3) 地域活動への男女共同参画の推進
	4) 女性の経済的自立支援

男女が対等なパートナーとして、性別による固定的役割分担意識を解消し、家庭の責任は男女がともに担うという意識をはじめ、安心、充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要です。

また、女性がその価値観やライフスタイル等に応じ、多様な働き方を選択できる環境づくりは、女性の個性・能力発揮を促進する上で重要です。

女性が自ら望む生き方の実現に向けて、様々なライフスタイル等に応じた多様な働き方への支援が求められます。

そのため、仕事や家庭における固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、女性が経済的に自立し、出産や子育て、介護等により、就業を中断することなく継続できるよう、女性の就業機会の拡大や継続的な就業等に向けた取組の充実、強化を図ります。

仕事と育児を両立することで出生率の底上げにもつながるとの指摘もあり、また、労働力人口の減少が懸念される中、男女ともに意欲と能力を発揮できる職場をつくることは、企業の競争力を高め、社会経済に活力をもたらします。

男女ともに仕事と育児の両立を図るため、ライフスタイルの変化等に対応して、安心して子育てに取り組める環境づくりを推進します。

親と子のニーズに適した多様な保育サービスの提供を行うとともに、平成27（2015）年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく、新たな子ども・子育て新制度のもとで、量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境の実現を図るなど、子育てを社会や地域全体で支援する施策の充実、強化を図り、男女ともに働きやすく生きやすい社会づくりに取り組みます。

さらに、男性が育児や介護、地域活動等に参画できる環境の整備に向けて、市民や企業、地域等が主体的に取り組むよう、働きかけを行います。

基本課題 1 男女ともに仕事と家庭を両立できる環境の整備

施策の方向 1) 働き続けやすい環境の整備促進

国は、令和2(2020)年までに年次有給休暇取得率を70%にする目標を掲げています。【平成22(2010)年の「新成長戦略」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」】

また、女性の社会での活躍に向けて、「男女雇用機会均等法」をはじめ、「育児・介護休業法」、「次世代育成支援対策推進法(次世代法)」等の法的整備が進められてきています。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた国民運動として、「ひとつ働き方を変えてみよう!カエル!ジャパン」キャンペーンを推進しています。

しかし、雇用等の分野において、固定的性別役割分担意識は根強く残っており、女性が結婚や出産を機に離職した場合、再就職等をするには非常に困難な状況に置かれています。

企業においても、仕事と生活を両立できる環境づくりに取り組むことは、今後働き手が減少していく中で、企業の生産性向上等にもつながることから、雇用等の分野においても、固定的性別役割分担意識を解消し、ワーク・ライフ・バランスを実現するための環境整備が求められます。

高齢者が急増し、在宅医療・介護を支える人材不足が懸念される中、資格がありながら就労していない潜在看護師・介護職員の現場復帰しやすい環境づくりが必要となるなど、妊娠や出産、育児等による不利益や差別をなくし、働きながらそれらができる労働条件、労働環境、社会環境等の整備、保障を実現することが重要です。

そのため、行政をはじめ、市民や企業、地域活動団体等様々な主体が連携し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、積極的に取り組むことが必要です。

施策の方向 1) 働き続けやすい環境の整備促進

市が率先して、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むとともに、企業等において、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備を促進するため、ワーク・ライフ・バランスに関する広報、啓発活動を推進します。

また、男女がともに育児休業制度や介護休業制度等に関する認識を深めつ

つ、それらを取得しやすい環境整備に向けて、労働者や事業主に対し、次世代法や男女雇用機会均等法等関係法令の周知、啓発や育児休業制度、介護休業制度等についての情報提供を行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
86 【女活】	労働者の権利の周知、啓発の推進	職場において男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、「男女雇用機会均等法」や「育児休業・介護休業法」等関係法令の周知、啓発を図ります。	商工観光課
87 【女活】	労働関係資料の収集及び提供	各種労働関係資料を積極的に収集し、広く市民に提供します。	商工観光課 人権・男女共同参画推進課
88 【女活】	企業における育児休業制度等の充実促進	未だに職場内に残っている男性優位の考え方や、固定的性別役割分担意識に基づく不平等や不均衡の問題に対する見直しと、育児休業・介護休業制度等の充実を図るための啓発に取り組み、職場の意識や職場風土の改革を促進します。	商工観光課
89 【重点3】 【女活】	「ワーク・ライフ・バランス」についての広報、啓発の推進	あらゆる年代を対象として、育児休業・介護休業制度等の周知や女性のキャリアアップの推進及び地域社会の大切さ等に関する各種講演会や講座等を開催し、広報、啓発を推進します。	人権・男女共同参画推進課 商工観光課
90 【女活】	「野田市特定事業主行動計画」に基づく職場環境の整備	令和7年3月まで延長された「次世代法」に基づく「野田市特定事業主行動計画」の周知を図り、育児休業や各種休暇制度の利用を促進するなど、市職員が率先して「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組を推進します。	人事課

番号	具体的施策	概要	所管部署
91	市職員研修の充実 (基本目標 34 再掲)	階層別の職員研修に男女共同参画問題を取り入れ、職員のより一層の意識の深化を図ります。 また、女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、女性職員研修を実施します。	人事課 人権・男女共同参画推進課
92 【重点3】 【女活】	市の公共工事等の入札におけるインセンティブ強化	市が執行する総合評価方式による一般競争入札において、評価項目に「女性の雇用」を設け、女性の雇用に取り組む企業のインセンティブ強化を図ります。	管財課

基本課題 2 子どもを産み育てやすい環境の整備

施策の方向	1) 子ども・子育て環境の整備、充実
	2) ひとり親家庭に対する支援の充実
	3) 子育て情報の提供推進

「男は仕事、女は家事や育児」という固定的性別役割分担意識のもと、子育てや介護に関しては、女性に負担が大きくなる傾向があります。

また、働き手が減り、女性や高齢者の活躍が期待される中、子育てや介護のあり方が課題となっています。

子育てを行う人や家庭が、安心して子どもを産み育てることができるよう、家庭、地域、事業者及び行政が一体となり、様々な育児サービス等の充実を図るとともに、社会全体、地域全体で次代を担う子どもたちの成長を支え、子育てを行うという意識を醸成することが重要です。

ライフスタイルの変化等に対応し、男女がともにあらゆる分野における活動に参画する機会を確保するため、多様な保育ニーズに合わせたきめ細かな保育サービスやひとり親家庭への支援等の充実、強化が求められます。

あわせて、男女がともに参加できる育児環境の充実を図るため、子育て等に関する情報提供が必要です。

施策の方向 1) 子ども・子育て環境の整備、充実

子育てを社会全体や地域全体で支援するとともに、多様なライフスタイルや保育ニーズに対応した、保育体制の整備等サービスの充実、強化を図ります。

特に平成27(2015)年度に本格施行された子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て制度のもとで量的拡大と質の改善を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図ります。

男女がともに参加できる育児環境の充実を推進するとともに、男女がともに子育てを担えるよう、男性への意識啓発や男性の育児知識・能力の育成、子育てへの参加促進を図ります。

また、働く親の支援と児童の健全育成を図るため、就学前児童数の割合や推移、女性の就業率をはじめ保育のニーズ量を様々な方向から十分に分析を行い、令和元(2019)年10月から施行された幼児教育・保育無償化の影響も踏まえ、保育所や学童保育等、新制度に位置付けられた地域子育て支援事業

の運営の充実、強化を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
93 【女活】	産休・育休明け保育の円滑な利用の確保	育児休業制度の普及を踏まえ、今後見込まれる産休明け保育の利用ニーズに留意しつつ、子ども・子育て支援新制度における基本指針を踏まえ、事業の充実を検討します。	保育課
94 【重点3】 【女活】	延長保育の充実	就労形態の多様化等に対応するため、全公立保育所において、午前7時から午後7時までの延長保育を行うとともに、指定管理者を導入した公立保育所及び民間保育所において、午後8時以降の延長保育を行います。	保育課
95 【女活】	休日保育の充実	休日出勤やその他の理由により保育できない場合等に対応するため、指定管理者を導入した公立保育所1か所及び民間保育所1か所で休日保育を行います。	保育課
96 【女活】	病児・病後児保育の充実	病気又は病気回復期の児童が集団保育できない状態等に対応するため、小張総合病院内に開設している「ひばりルーム」に委託し、保育を行います。また、小張総合病院への委託を継続しつつ、保育所型病児施設の導入等についても検討します。	保育課
97 【重点3】 【女活】	保育所の施設整備の推進	子ども・子育て支援新制度に基づく次期エンゼルプランにおける事業目標量及び待機児童の推移を踏まえ、民間活力の導入を基本とした最適な方策により整備を図ります。	保育課

番号	具体的施策	概要	所管部署
98 【重点3】	一時保育の実施	子ども・子育て支援新制度の地域子ども子育て支援事業に位置付けられる一時預かり事業の基準を踏まえつつ、引き続き、保護者が病気等の場合に一時的に児童の預かり保育を行います。	保育課
99 【女活】	駅前保育の整備	駅前等の利便性の高い場所で保育サービスを提供することについて、需要バランスに配慮しつつ、民間保育所の動向を注視し、整備の必要性について検討します。	保育課
100 【重点3】 【女活】	学童保育所の受入れ体制の整備	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき指導員の資格要件や配置人数及び保育室面積等を位置付け、保育の質の向上と機能の充実に努めます。 過密化対策については、待機児童を出すことなく受け入れ、学校区単位で過密化が常態化した場合は、施設整備を進めます。また、学校区単位では、過密化となっていないが、児童の入所バランスにより過密化が懸念される学童保育所については、抽選により児童の振分けを行います。	児童家庭課
101 【女活】	ファミリー・サポート・センター事業の利用拡大	育児支援を受けたい人で行いたい人が会員登録した組織により、保育所までの送迎や保育所閉所後の一時的な預かり等を、社会福祉協議会に運營業務を委託して実施するとともに、多様なニーズに対応するため、提供会員の拡充を図ります。	児童家庭課

番号	具体的施策	概要	所管部署
102 【女活】	子育てサロン事業の充実	地域の子育て支援拠点として、乳幼児を持つ保護者同士が気軽に交流を図り、講座の開催や保護者からの相談にアドバイザーが助言するなど、子育てへの不安感を取り除く場として、NPO団体・社会福祉法人へ委託し、交流・相談・情報提供・講座開催の基本4事業を引き続き実施していきます。	児童家庭課
103 【女活】	つどいの広場事業の充実	関宿地域の子育て支援拠点として、乳幼児を持つ保護者同士が気軽に交流を図る場を設けるとともに、アドバイザーが保護者からの相談を受け、助言を行うことにより子育てへの不安感を取り除くことや、育児負担を軽減する事業（交流・相談・情報提供・講座開催）を引き続きNPO団体へ委託し実施していきます。	児童家庭課
104 【重点3】 【女活】	地域子育て支援センターの充実	地域での子育て相談や親子間の交流等の情報交換ができることで、子育てに対する不安等の解消ができるよう、一層の充実を図ります。子ども・子育て支援新制度に位置付けられる地域子育て拠点事業として、実施事業の共通化を図ります。	保育課

番号	具体的施策	概要	所管部署
105 【重点3】 【女活】	子ども支援室の設置による切れ目ない支援の推進	<p>妊娠期から出産、子育て期にわたる様々な相談について、ワンストップで総合的に対応できる拠点として、保健師、心理士、子育て支援総合コーディネーター等を配置します。また母子保健・子育て支援・発達支援など、ライフステージに応じた継続的で切れ目ない支援体制を築き、妊産婦や子育てをする方の不安感や孤立感の解消を図るとともに、発達障がいにおいて重要である早期発見・早期療育へとつなげます。</p> <p>また、妊娠期からの支援等により、望まない妊娠などによる児童虐待のリスクの軽減なども図ります。</p>	保健センター 子ども家庭総合支援課 障がい者支援課 指導課
106	相談・支援体制の整備、充実	<p>生活困窮者の自立を支援するため、就職等の相談を含め自立に向けた相談支援事業の窓口の充実を図るとともに、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対しては、就労準備支援事業を家計に課題を抱える生活困窮者には生活の再生に向けた家計改善支援事業により支援を行います。</p> <p>また、離職により住宅を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、就労能力及び就労意欲がある方には、住居確保給付金の支給等の支援を行います。</p>	生活支援課 (パーソナルサポートセンター)

番号	具体的施策	概要	所管部署
107	学習機会の提供、充実	全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場として、子ども未来教室を実施します。	生涯学習課
108	子ども医療費助成の拡大	子育て世帯の負担を軽減するため、中学校3年生までの子どもの通院、調剤及び入院に係る保険診療の一部又は全部を助成するもので、平成30(2018)年8月診療分から、3歳までの自己負担金を無料とし、制度の拡充を図っており、引き続き、対象年齢や無料化の拡大について検討します。	児童家庭課
109 【女活】	代替保育利用支援事業の実施	保育所等の利用の決定を保留されている保護者や利用予約により保育所の利用が決定した保護者に対し、代替保育サービス(ファミリー・サポート・センター事業、訪問型一時保育事業)を利用した費用の一部を助成します。	保育課

施策の方向 2) ひとり親家庭に対する支援の充実

ひとり親家庭の安定した生活と、子育てや就労のための情報提供を推進します。

また、ひとり親家庭の生活を支援し、経済的自立を図るため、子育てにともなう経済的負担の軽減等様々な支援の充実、強化を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
110	母子家庭・婦人相談の実施	母子家庭等の自立を図るため、母子・父子自立支援員が相談者のニーズに合った情報提供や生活相談の助言を行います。	児童家庭課
111 【重点3】 【女活】	ひとり親家庭等の生活の向上と児童の健全育成に向けた支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、引き続き、母子・父子自立支援員と主任児童委員が連携して母子・父子家庭を訪問する相談事業や、弁護士による養育費等個別法律相談会、母子寡婦福祉会による月1回の養育費等法律相談を効果的な事業として継続します。なお、それぞれの相談を連携させるため、養育費等個別法律相談会の開催回数を増やして開催します。 また、税制上、保育料等の算定に当たり不利な扱いとなる未婚の母・父について、引き続き、寡婦・寡夫控除のみなし適用を実施します。	児童家庭課 保育課 学校教育課
112 【重点3】	母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化	母子家庭の母及び父子家庭の就業を支援するため、ハローワーク野田や市の無料職業紹介所と連携し、個々の母子家庭の状況やニーズに応じて、きめ細かな自立・就労支援を推進するとともに、支援体制の強化を図ります。	児童家庭課
113 【重点3】 【女活】	ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動の推進	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭の雇用への理解及び事業主に対する野田市雇用促進奨励金制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供をします。	商工観光課 児童家庭課

番号	具体的施策	概要	所管部署
114	雇用促進奨励金の活用	ハローワーク野田や市の無料職業紹介所のあっせんにより、ひとり親家庭の父、または母を雇用した事業主に対し、雇用した月の翌月から賃金の10%を奨励金として交付し、雇用の促進を図ります。	商工観光課
115 【重点3】	母子家庭等における自立支援策の活用	母子家庭の母及び父子家庭の父の経済的自立を図るための「母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業」、「母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業」、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」等、ひとり親家庭に対する生活支援策の活用を図ります。	児童家庭課
116 【重点3】	ひとり親家庭等日常生活支援事業の周知、啓発の推進	ひとり親家庭等の自立のための多様なニーズに柔軟に対応することを目的として、ひとり親になった直後の生活の安定などのために家庭生活支援員を派遣するとともに、経済的自立のため求職活動や残業時にも利用できるよう事業を拡充しており、引き続き、事業の周知、啓発を推進します。	児童家庭課
117	民間賃貸住宅入居時家賃等の助成（ひとり親家庭要件）	18歳に達する日以後の3月31日までの児童を持ち、ひとり親家庭となって6か月以内で、市内の民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成します。	営繕課

番号	具体的施策	概要	所管部署
118	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援の実施（ひとり親家庭要件）	18歳に達する日以後の3月31日までの児童を持つひとり親家庭に対し、民間賃貸住宅の情報提供、民間保証会社を活用した入居保証、居住継続する支援及び福祉サービスの案内を行うとともに、低額所得者等の場合は、家賃等保証委託契約に要する費用の一部を助成します。	営繕課
119	保育所、学童保育所における児童の受け入れの円滑化	ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、児童の保育所、学童保育所への優先入所等について配慮します。	児童家庭課 保育課
120	児童扶養手当等の支給事業の推進	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、制度の情報提供を図るとともに、手当の趣旨を説明し、円滑な支給と適正な運用を図ります。	児童家庭課

施策の方向 3) 子育て情報の提供推進

誰もが必要な時に子育てに関する情報を入手できるよう、常に広く新しい情報を収集するとともに、的確にその情報を提供します。

番号	具体的施策	概要	所管部署
121	子育て情報の提供	のだし子育てガイドブックを毎年発行し、情報提供に努めます。 子ども支援室に市内の子育て支援情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、子育て情報サイト「にじいろnavi」とLINE公式アカウントにより情報を発信します。	保健センター 児童家庭課

基本課題3 地域活動への男女共同参画の推進

施策の方向 1) 地域活動に参加しやすい環境づくり

これまでも、女性は地域での活動の担い手として大きな役割を果たしてきました。

その一方で、地域活動に携わる女性は多いものの、組織の中核に女性の参画が少ない傾向があります。

少子高齢化社会の進展とともに、地域の抱える課題が多様化、複雑化する中、女性がその個性や能力を十分発揮し、男女がともに生き生きと豊かに暮らせる社会を実現するため、地域、社会等様々な活動の場における男女共同参画を推進するための取組が求められます。

施策の方向 1) 地域活動に参加しやすい環境づくり

性別や年齢に関わらず、誰もが地域における様々な活動に参加し、生き生きと豊かに暮らせる社会を実現するため、男女ともに地域活動やボランティア等に積極的、主体的に参画できる環境づくりに取り組みます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
122 【重点3】	男性の地域活動への参画促進	男性が地域活動に参画するきっかけとなるような学習機会や情報を提供し、地域、文化及びスポーツ活動等への参画を促進します。	人権・男女共同参画推進課
123	地区社会福祉協議会の活動の促進	社会福祉協議会を中核とした地区社会福祉協議会において、地域福祉の課題やニーズを受け止め、地域性に応じた各種サロンの開催や訪問を実施するなど活動の促進を図ります。	社会福祉協議会

番号	具体的施策	概要	所管部署
124	ボランティア活動に参加しやすい環境の整備	市民誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、社会福祉協議会を核として各種養成講座を開催するとともに、情報提供や活動のアドバイスのできるリーダーの養成、ボランティア活動の連絡調整や活動の企画等を行う適切なコーディネーターの養成を図ります。 あわせて、生涯学習ボランティアの養成を図ります。	社会福祉協議会 生涯学習課 公民館
125	行政職員の地域活動への参加	地域活動をより活性化し、地域と行政の協働によるまちづくりの推進を図るため、市職員の地域活動への参加を推進します。	人事課
126	託児サービスの拡充	育児期における女性の社会参加を支援するため、各種講演会等の行事の際の託児サービスの拡充を図ります。	人権・男女共同参画推進課 各課
127	地域活動施設の整備	地域自治会活動の拠点として、自治会集会施設の整備に対し、計画的に支援を実施します。	市民生活課

基本課題 4 女性の経済的自立支援

施策の方向	1) 再就職のための支援体制整備
	2) 女性のチャレンジ支援

経済分野において、成長の原動力として女性の活躍が求められていますが、経済活動において、女性の個性と能力を引き出し、活かすことは、生産性を高め、社会経済を活性化させるという点において重要です。

また、就業は生活を支える経済的基盤であるとともに、働くことにより、達成感が得られ、自己実現につながることから、男女平等参画社会の実現において、重要な意味を有しています。

そのため、女性の就業機会の拡大や継続的な就業支援が求められるとともに、結婚や出産により退職を余儀なくされた女性の再就職を支援することと併せ、本人の能力や希望を生かした多様な働き方ができるよう、スキルアップやキャリアアップへの支援を行うことが必要です。

また、女性の起業等経済的自立に向けた多様な働き方へのチャレンジ支援が求められます。

施策の方向 1) 再就職のための支援体制整備

女性が、ライフスタイルに応じて多様な職業を選択できるよう、啓発活動の充実を図ります。

女性が、出産や子育て等を機に就業中断を余儀なくされることがなく、生涯を通じて経済的に自立し、安心して子どもを産み育てることができるよう、再就職や能力開発等に関して、ライフステージに応じた多様な働き方の実現に資する情報提供や相談の実施等に取り組みます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
128 【女活】	職業能力開発に係る講座の充実等	女性の職業能力の開発を支援するため、受講ニーズに合わせた講座内容を検討し、内容の充実を図ります。 また、県共生センターで開催される女性の職業能力開発講座等の情報を広く市民に提供します。	商工観光課 人権・男女共同参画推進課

番号	具体的施策	概要	所管部署
129 【重点3】 【女活】	女性の再就職支援セミナーの開催	再就職を希望する女性を対象として、21世紀職業財団と連携を図り、地域職業訓練センターを活用して再就職セミナーを開催し、女性の就労を支援します。	商工観光課
130 【重点3】 【女活】	女性、中高年齢者の就業機会の拡大	女性や中高年齢者の求職に対し、ハローワーク野田等と連携を図りながら、情報提供の充実、相談窓口の強化等により、就業機会の拡大を図ります。	商工観光課
131 【重点3】 【女活】	就業相談の充実及び就労支援の推進	市独自の無料職業相談所を活用した情報提供を行うとともに、各企業に対し、求職者のあっせんを推進します。 また、就業相談員による求人情報の収集を図り、それぞれのニーズに合った就労等の総合的な支援を行います。	商工観光課

施策の方向 2) 女性のチャレンジ支援

離職した女性が、その価値観やライフスタイルに応じて多様で柔軟な働き方が選択できるよう、起業のための各種講座や相談、情報提供等の充実に取り組めます。

また、起業を目指す女性のステップアップを図るため、スキルの取得や向上、キャリア形成、キャリアアップへの支援に取り組めます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
132 【重点3】 【女活】	女性のチャレンジ支援の推進	各分野での人材育成を目指し、女性のチャレンジを総合的に支援するとともに、理工系分野等従来女性が少なかった分野への女性のチャレンジを重点的に支援するため、情報収集・提供を行います。	商工観光課 人権・男女共同参画推進課

番号	具体的施策	概要	所管部署
133 【重点3】	「ワーク・ライフ・バランス」についての広報、啓発の推進 (基本目標 89 再掲)	あらゆる年代を対象として、育児休業・介護休業制度等の周知や女性のキャリアアップの推進及び地域社会の大切さ等に関する各種講演会や講座等を開催し、広報、啓発を推進します。	人権・男女共同参画推進課 商工観光課

基本目標 生き生きと安心して暮らせる社会づくり

基本課題	1) 生涯を通じた健康づくり
	2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
	3) 外国人が安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画社会の形成に当たり、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手への思いやりを持って生きていくことが前提となります。

生涯を通じた女性の健康維持・増進のため、妊娠・出産期、高齢期等ライフステージに応じた情報提供や支援を行うなど、生涯を通じた健康づくりに向けて、様々な取組を推進します。

また、高齢者が、その意欲や能力を活かして生きがいを持って生活できるよう、社会参画の促進のための支援を充実するとともに、障がいのある人や外国人の生活安定と自立のための支援の充実を図ります。

男女がともに介護と家庭、仕事の両立ができるよう、介護保険サービスや相談事業等の充実に取り組みます。

基本課題 1 生涯を通じた健康づくり

施策の方向	1) 健康に関する知識の普及
	2) 妊娠・出産・育児支援の充実

家族構成やライフスタイルの変化等により、ひとり親家庭や単身・高齢世帯が増加する中、女性は男性よりも平均的に長寿であることから、高齢者人口に占める女性の割合は高く、高齢期における生活や経済、介護問題等において、女性の方が影響を受けやすい状況に置かれています。

年齢を重ねても、できるだけ長く自立した生活を続けるため、若い頃からの生涯を通じた健康づくりが求められます。

また、女性は、妊娠・出産期において、男性とは異なる健康上の問題が生じやすい状況にあります。男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、自分の健康を管理できるよう、健康教育、意識の普及、啓発に取り組むことが必要です。

施策の方向 1) 健康に関する知識の普及

生涯を通じて、男女は異なる健康上の問題に直面する中、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていけるよう、健康に関する意識の啓発を図ります。

さらに生涯を通じて心身ともに健康であるよう、女性特有のがん検診などを含む各種(検)健診の継続実施などの健康づくりに向けた様々な取組を行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
134	健康教育の充実	生活習慣病や骨粗しょう症、メタボリックシンドローム等の予防について、知識の普及及び情報提供を推進するため、健康教育の充実を図ります。	保健センター

番号	具体的施策	概要	所管部署
135	健康づくり実践活動事業の推進	市内の各種団体の協力を得て、健康づくりに関する展示会及び発表会等を行うとともに、市民が自らの健康づくりについて考える機会を提供するため、「健康づくりフェスティバル」を開催します。	保健センター

施策の方向 2) 妊娠・出産・育児支援の充実

ライフスタイルが複雑化、多様化する中、女性の健康の維持、増進を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、ライフステージに応じた正しい情報の提供や支援を行うとともに、女性特有のがん検診の継続実施など健康づくりに向けた様々な取組を行います。

母性機能の尊重、保護の重要性について、啓発を推進するとともに、父親として妊娠期からの子育てに積極的に参加する取組を推進します。

また、男女の健康問題への理解を深めるための思春期保健の充実を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
136 【重点3】	母子健康教育の充実	親子が健やかな生活を送れるよう、保健師が妊娠届出、母子健康手帳交付時に面接による保健指導を行い、妊娠、出産及び育児を支える相談相手として、保健センターの利用を推奨します。 また、父親の育児参加に関する内容の周知を図ります。	保健センター

番号	具体的施策	概要	所管部署
137 【重点3】	両親学級の充実	<p>妊娠、出産及び育児に関する正しい知識を修得し、仲間づくりをすることにより育児不安の軽減と孤立を防ぎ、健全な子どもを産み育てることができるよう両親学級を開催します。</p> <p>また、夫婦で子育てする意識を高めるため父親の両親学級への参加を啓発し、父親の育児参加を推進します。</p>	保健センター
138	思春期の健康教育の推進	<p>豊かな母性、父性を育むため、家庭や学校、地域ぐるみで命の大切さについて考える機会を持つとともに、性に関する正しい知識、能力、技術を身に付けるよう健康教育を推進します。</p>	指導課 保健センター

基本課題 2 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

高齢化が進展する中、介護を必要とする高齢者は増加し、介護する側の高齢化も進んでいます。

その一方で、固定的性別役割分担意識とそれに基づく慣習、慣行や行動様式が残存し、女性が家事、育児等に加えて介護を行うケースが多く、また、介護する女性自身が高齢者であることも多いことから、女性の負担が大きいという現状があります。

家庭において、女性が家事、育児、介護等の過重な負担を負うことがなく、年代や性差を超えて、固定的役割分担意識にとらわれず自分らしく生きられる社会の実現が求められます。

また、介護を必要とする高齢者の増加に加えて、介護期間の長期化等により、介護ニーズはますます増大する中、核家族化が進み、介護する家族も高齢化するなど、家族だけで介護を行うことが難しい状況になってきています。

高齢になっても住み慣れた地域でできる限り継続して生活していけるよう、介護等における意識改革を図るとともに、介護をはじめ、医療、生活支援等様々な分野において、男女がともに参加し合いながら、高齢者や障がいのある人等を社会全体、地域全体で支えていくための環境整備等の取組が必要です。

施策の方向	1) 高齢者や障がいのある人等の福祉の充実
	2) 介護支援策の充実

施策の方向 1) 高齢者や障がいのある人等の福祉の充実

高齢者等が地域で安全に安心して暮らせるよう、社会全体、地域全体で支える環境整備を図るとともに、女性と男性がそれぞれの生き方の違いを尊重し、それぞれが持つ個性や能力を十分活かすことができるよう、あらゆる場における意識と行動の変革を推進します。

また、ひとり親家庭、ひとり暮らし高齢者、障がいのある人等が安心して生活が営めるよう、支援の充実を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
139	生涯学習・生涯スポーツ活動の推進	<p>生涯学習では、生涯学習相談窓口等の充実を図るとともに、各種講座や講習会等を開催し、学習機会の拡充と支援を図ります。</p> <p>誰もが生きがいを持ち地域への参加を通じて生涯に渡って学び合い、また、自身の培った知識や技術を地域に還元できるよう、その仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>生涯スポーツ活動では、スポーツ教室、指導者講習会、スポーツ大会等を開催し、健康づくりを推進します。</p>	<p>生涯学習課 公民館 高齢者支援課 スポーツ推進課</p>
140	世代間・地域間交流の促進	<p>小・中学校で生活科や総合的な学習の時間等を利用して世代間交流事業を実施し、昔の遊びを学ぶとともに、施設を訪問し、介護やボランティア活動等を中心に交流を図ります。</p> <p>また、保育所で地域の高齢者との触れ合い事業を実施し、交流を図ります。</p>	<p>指導課 高齢者支援課 保育課</p>
141	地域包括支援センターの充実	<p>要介護等認定者及び認知症高齢者、高齢者虐待等の高齢者に係る課題に対し、関係機関と連携しつつ、地域ケア会議及び高齢者虐待防止ネットワーク協議会等の十分な活用を図り、高齢者の自立を支援します。</p>	<p>介護保険課</p>

番号	具体的施策	概要	所管部署
142	認知症サポーター育成事業の推進	特に重要性が増している、認知症高齢者に係る取組を重点的に推進するため、認知症を理解し認知症とその家族を見守る、認知症サポーターを育成し、市民の手で安心して暮らせるまちづくりを展開していけるよう支援します。	介護保険課
143	高齢者等の生活の安全の確保	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるよう、悪徳商法の被害を未然に防ぐための講座や、地域ぐるみで犯罪を防止するための自治会や各団体等との連携の強化等を図ります。また、災害に備え、野田市避難行動要支援者支援計画に基づき、避難行動要支援者名簿の整備を図ります。	市民生活課 防災安全課 高齢者支援課 障がい者支援課
144	障がい者総合相談の充実 (基本目標 16 再掲)	基幹相談支援センターを中心として、障がいのある人が、生きがいをもって地域の中で自立した生活ができるよう支援するため、障がいのある人やその家族等に対し、日常生活上の相談を受け、連携しながらきめ細かな支援を図ります。	障がい者支援課
145	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の活用	地区社会福祉協議会が実施する事業の一環として、高齢者向けの「ふれあいいきいきサロン事業」等を実施するとともに、障がい者の社会参加の促進を図ります。	社会福祉協議会

番号	具体的施策	概要	所管部署
146	住宅困窮者民間賃貸 住宅居住支援 (高齢者世帯要件) (心身障がい者世帯 要件)	<p>【高齢者世帯要件】 満60歳以上の単身世帯又は満60歳以上の方のみの世帯</p> <p>【心身障がい者世帯要件】 身体障害者手帳1級から4級までの方がいる世帯 療育手帳重度又は中度の方のいる世帯 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方のいる世帯</p> <p>それぞれの世帯に対し、民間賃貸住宅の情報提供、民間保証会社を活用した入居保証、居住継続する支援及び福祉サービスの案内を行うとともに、低額所得者等の場合は、家賃等保証委託契約に要する費用の一部を助成します。</p>	営繕課 高齢者支援課 障がい者支援課

施策の方向 2) 介護支援策の充実

2060年には人口の約4割が高齢者になると見込まれる中、高齢者に対する医療や介護のケアの必要性はますます高まると予想されます。

そのため、女性、男性ともに身体と心の健康に対応した多様な相談体制の構築を図ります。

また、仕事と家事、育児との両立に加え、介護との両立も求められる中、男性が介護に参画するよう、意識啓発や介護能力の向上等を支援するとともに、男女がともに介護を担う、高齢者の人権を尊重した介護体制を確立し、介護を社会全体、地域全体で支えていく環境整備に取り組みます。

地域支援事業を推進し、介護が必要となった場合でも、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、質の高い多様な介護サービスと併せ、住民相互の支え合いによる地域ぐるみの介護支援を推進します。

高齢者ニーズの多様化に加え、一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者の増加等に対応するため、医療、予防及び生活支援等を総合的に組み合わせた様々なサービスの提供を図るとともに、介護保険サービスを充実させること

により、在宅ケアの推進に努めます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
147	「介護予防10年の計」の推進	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせるよう「介護予防10年の計」として、シルバーリハビリ体操を中心とした6つの事業を展開。各事業では、高齢者が行う活動の支援など健康の維持に役立つ支援をします。	介護保険課
148	地域包括支援センターの充実 (基本目標 141再掲)	要介護等認定者及び認知症高齢者、高齢者虐待等の高齢者に係る課題に対し、関係機関と連携しつつ、地域ケア会議及び高齢者虐待防止ネットワーク協議会等の十分な活用を図り、高齢者の自立を支援します。	介護保険課
149	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備推進	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を推進し、介護と看護サービスの充実を図ります。	高齢者支援課
150	居宅サービス、介護予防サービスの充実	居宅サービス、介護予防サービスの充実を図り、在宅ケアの推進に努めます。また、介護現場における介護人材の確保及び定着のため、介護従事者の支援を図ります。	介護保険課 高齢者支援課
151	家族介護者等助成事業の活用	家族介護への支援要望に対応するため、介護サービスを利用せずに重度の要介護者(要介護4、5の方)を介護している家族に対し、慰労金を支給します。	高齢者支援課

基本課題3 外国人が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向 1) 外国人のための情報提供及び生活支援策の推進

近年の国際社会を反映して、日本国内で生活する外国人は年々増加しており、市においても、令和元（2019）年11月1日現在、61か国、3,325人の外国籍の市民が定住・滞在しており、前年に比べ411人の増加となっています。今後も出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行により在留資格の拡大が図られたことから、在住外国人の増加が見込まれます。

市内に在住する外国人の方が少しでも安心して生活ができるよう、市報等の行政情報についてスマホアプリを活用した多言語化、外国人相談窓口の設置など、本市に効果的に導入できる事業を実施していく必要性が高まっています。

また、窓口サービスにおいても、多言語による表記や案内が必要となっていることから、スマホアプリなどを活用した、多言語に対応した行政サービスの提供が求められています。

施策の方向 1) 外国人のための情報提供及び生活支援策の推進

国際社会の進展に伴う男女共同参画社会の形成に向けて、国際交流を推進し、外国人の生活安定と自立のための支援の充実を図ります。

学校における国際理解教育の推進や、市民が様々な文化と触れ合い理解を深める機会の創出を図り、また、行政サービスの多言語化等により、情報提供や相談窓口等の充実を図ることで、特に外国人女性とその子どもなどが安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

番号	具体的施策	概要	所管部署
152	外国人のための生活情報の提供	<p>市内に在住する外国人の生活をサポートするため、市のホームページの翻訳サービスの活用を進めていくほか、様々な行政情報について多言語での翻訳が可能になるよう進めていきます。</p> <p>また、在住外国人の増加等に対応するため、市民サービスの多言語化の対応を進めていきます。</p>	企画調整課 広報広聴課
153	野田市国際交流協会の活動支援	<p>野田市国際交流協会による外国人との交流事業等を通じて、草の根レベルの市民主体の異文化交流、相互理解が図られていることから、外国人との交流を促進するため、野田市国際交流協会の活動を支援します。</p>	企画調整課

第5章 女性活躍推進法に基づく施策一覧

女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に位置付けられた施策は、以下の43施策となります。

基本目標	番号	具体的施策	所管部署
基本目標 人権尊重と男女 平等が確保され た社会づくり	23	技術・家庭科教育の充実	保育課 指導課
	24	個性重視の進路指導の充実	指導課
	25	キャリア教育の推進	指導課 人権・男女共同参画 推進課
	26	国際理解教育の推進	指導課
	32	男女共同参画に関する講演会等の 開催	人権・男女共同参画 推進課
	35	公共施設における男女共同参画に 関する情報提供の充実	人権・男女共同参画 推進課
	36	男女共同参画に関する関係資料の 収集及び提供	人権・男女共同参画 推進課
基本目標 女性（異性）に 対するあらゆる 暴力の根絶	68	民間企業におけるあらゆるハラス メント（セクシュアル・マタニテ ィ・パワーハラスメント等）に対 する防止対策の促進	商工観光課 人権・男女共同参画 推進課
	69	市におけるあらゆるハラスメント （セクシュアル・マタニティ・パ ワーハラスメント等）に対する防 止対策の促進	人事課
	70	学校におけるあらゆるハラスメン ト（セクシュアル・マタニティ・ パワーハラスメント等）に対する 防止対策の促進	学校教育課 指導課
基本目標 男女が共に社会 にあらゆる分野 に参加する機会 の拡充	77	審議会等における女性委員の登用 率の拡大	人権・男女共同参画 推進課 各課
	78	市女性職員の人材育成	人事課
	79	市女性職員の登用及び能力活用	人事課

基本目標	番号	具体的施策	所管部署
基本目標 男女が共に社会 にあらゆる分野 に参加する機会 の拡充	80	企業、団体等への広報、啓発の充実	商工観光課 人権・男女共同参画 推進課
	82	女性商工業者（自営業）等への経営参画の促進等	商工観光課
	83	農家における家族経営協定の普及促進	農政課
	84	防災会議等における女性委員の参画促進	防災安全課
	86	地域の自主防災活動への女性の参画促進等	消防総務課 防災安全課
	87	労働関係資料の収集及び提供	商工観光課 人権・男女共同参画 推進課
	88	企業における育児休業制度等の充実促進	商工観光課
	89	「ワーク・ライフ・バランス」についての広報、啓発の推進	人権・男女共同参画 推進課 商工観光課
	90	「野田市特定事業主行動計画」に基づく職場環境の整備	人事課
	92	市の公共工事等の入札におけるインセンティブ強化	管財課
	93	産休・育休明け保育の円滑な利用の確保	保育課
	94	延長保育の充実	保育課
	95	休日保育の充実	保育課
	96	病児・病後児保育の充実	保育課
	97	保育所の施設整備の推進	保育課
	99	駅前保育の整備	保育課
	100	学童保育所の受入れ体制の整備	児童家庭課
	101	ファミリー・サポート・センター事業の利用拡大	児童家庭課
	102	子育てサロン事業の充実	児童家庭課
	103	つどいの広場事業の充実	児童家庭課
104	地域子育て支援センターの充実	保育課	

基本目標	番号	具体的施策	所管部署
基本目標 男女が共に社会 にあらゆる分野 に参加する機会 の拡充	105	子ども支援室の設置による切れ目 ない支援の推進	保健センター 子ども家庭総合支援 課 障がい者支援課 指導課
	109	代替保育利用支援事業の実施	保育課
	111	ひとり親家庭等の生活の向上と児 童の健全育成に向けた支援の充実	児童家庭課 保育課 学校教育課
	113	ひとり親家庭の雇用への理解及び 雇用促進奨励金制度の啓発活動の 推進	児童家庭課
	128	職業能力開発に係る講座の充実等	商工観光課 人権・男女共同参画 推進課
	129	女性の再就職支援セミナーの開催	商工観光課
	130	女性、中高年齢者の就業機会の拡 大	商工観光課
	131	就業相談の充実及び就労支援の推 進	商工観光課
132	女性のチャレンジ支援の推進	商工観光課 人権・男女共同参画 推進課	

第6章 計画の成果目標

計画をより実効性のあるものとするため、令和6(2024)年度を目標とする成果目標を設定します。

野田市男女共同参画審議会では、この成果目標の達成状況等について、定期的に評価・点検を行います。

基本目標	番号	指標名	現状	令和6年度目標	所管部署
	1	市民セミナーの回数 (人数)	年1回 (78人)	年1回 (120人)	生涯学習課 公民館
	2他	学校人権教育指導者 養成講座の回数(人数)	年1回程度 (31人)	年1回程度 (31人)	指導課
	3他	情報モラル講習の回数	年1回	年1回	青少年課・ 青少年センター
	4	子ども人権作品展の 回数(日数)	年1回程度 (6日間)	年1回程度 (6日間)	指導課
	17	子育てに関する講座 の回数(人数)	2講座 28回 (711人)	2講座 30回 (800人)	公民館
	18	家庭教育学級幼児・小 学コースの回数(人数)	10コース 57回 (6,207人)	10コース60回 (6,500人)	公民館
	20	ブックスタートの交 付率	98.4%	100%	興風図書館
	21	おやこ、こども食育教 室の割合	3回(61人)	3回(60人)	保健センタ ー
		離乳食講習会の割合	12回(174組)	12回(240組)	保健センタ ー
	26	外国語指導助手(A L T)の人数	13人	14人	指導課
	29	福祉のまちづくり講 座の回数(人数)	6回(212人)	6回(250人)	公民館
	30	女性セミナーの回数 (人数)	9講座 53回 (2,101人)	9講座 55回 (2,500人)	公民館

基本 目標	番号	指標名	現状	令和6年度 目標	所管部署
	31	男性向け講座の回数 (人数)	3講座 13回 (403人)	3講座 13回 (500人)	公民館
	32他	「男は仕事、女は家庭」等の固定的性別役割分担意識に賛成しない人の割合	38%	50%	人権・男女共同参画推進課
	37	デートDV講演会の回数	年3回	年7回	子ども家庭総合支援課
	56	乳児全戸訪問の割合	延842件	全家庭	保健センター
	77	審議会等委員への女性の登用率	43.2%	50%	人権・男女共同参画推進課
	79	市の女性課長相当職の割合	2人(2.9%)	10人(15%)	人事課
		市の女性課長補佐相当職の割合	18人(18.2%)	25人(26%)	人事課
	83	家族経営協定の件数	20件	25件 (年1件以上)	農政課
	84	防災会議の女性委員の割合	34.4%	50%	防災安全課
	90	女性消防吏員の人数	3人	6人	人事課 消防総務課
市男性職員の育児休業等取得率		15.8%	60%	人事課	
	97	保育士合同就職説明会の回数	年2回	年2回	保育課
	105	子育て総合相談窓口の相談件数	2,531件	3,037件	子ども支援室
	106	生活困窮者の自立支援の新規相談受付件数	272件	288件	生活支援課

基本 目標	番号	指標名	現状	令和6年度 目標	所管部署
	107	子ども未来教室の出席率	小学生:94.8% 中学生:62.3%	小学生:94.8% 中学生:70.0%	生涯学習課
	111	養育費等個別法律相談会	年3回	年4回	児童家庭課
	118	生涯学習・生涯スポーツ活動の回数(人数)	14講座 83回 4,103人	14講座 83回 4,200人	生涯学習課 公民館
	121	「にじいろnaviLINE」の登録者数	450人	540人	子ども支援室
		「にじいろnavi」の閲覧数	月平均1,787件	月平均2,144件	子ども支援室
	124	生涯学習ボランティア養成講座を実施する公民館の割合	5館	10館	生涯学習課 公民館
	137	両親学級の割合	・コース 21回(268人) ・コース 9回(225人) ・同窓会 7回(70人) ・交流会 7回(156人)	・コース 21回(630人) ・コース 9回(360人) ・同窓会 7回(210人) ・交流会 7回(210人)	保健センター
	138	思春期健康教育の割合	全中学校	全中学校	保健センター
	142	認知症サポーター育成者数	10,010人	20,000人	介護保険課

